

吉賀町告示第126号

令和2年第3回吉賀町議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年8月17日

吉賀町長 岩本 一巳

1 期 日 令和2年9月8日

2 場 所 吉賀町議会議場

○開会日に応招した議員

桑原 三平君	三浦 浩明君
桜下 善博君	松蔭 茂君
中田 元君	大多和安一君
河村 隆行君	大庭 澄人君
河村由美子君	庭田 英明君
藤升 正夫君	安永 友行君

○9月10日に応招した議員

○9月11日に応招した議員

○9月17日に応招した議員

○9月30日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和2年 第3回(定例)吉賀町議会会議録(第1日)

令和2年9月8日(火曜日)

議事日程(第1号)

令和2年9月8日 午前9時07分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 発議第6号 新型コロナウイルス感染症による医療・介護・障がい福祉機関等を経営破綻させない対策を求める意見書(案)
- 日程第6 認定第1号 平成31年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 認定第2号 平成31年度吉賀町興学資金基金特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 認定第3号 平成31年度吉賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 認定第4号 平成31年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第5号 平成31年度吉賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第6号 平成31年度吉賀町小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第7号 平成31年度吉賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第8号 平成31年度吉賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第9号 平成31年度吉賀町水道事業会計決算認定について
- 日程第15 報告第2号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第16 議案第59号 益田地区広域市町村圏事務組合規約の変更について
- 日程第17 議案第60号 吉賀町真田グラウンド・吉賀町交流研修センターの指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第61号 吉賀町空家等対策協議会設置条例の制定について
- 日程第19 議案第62号 吉賀町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第63号 吉賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の

一部を改正する条例について

- 日程第21 議案第64号 吉賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第65号 令和2年度吉賀町興学資金基金特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第66号 令和2年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議案第67号 令和2年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第68号 令和2年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第26 議案第69号 令和2年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第27 議案第70号 令和2年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第28 議案第71号 令和2年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第29 議案第72号 令和2年度吉賀町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第30 同意第1号 吉賀町功労表彰者の選定同意について
- 日程第31 同意第2号 吉賀町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第32 同意第3号 吉賀町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第33 同意第4号 吉賀町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 発議第6号 新型コロナウイルス感染症による医療・介護・障がい福祉機関等を経営破綻させない対策を求める意見書（案）
- 日程第6 認定第1号 平成31年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 認定第2号 平成31年度吉賀町興学資金基金特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 認定第3号 平成31年度吉賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 認定第4号 平成31年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第5号 平成31年度吉賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第6号 平成31年度吉賀町小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第12 認定第7号 平成31年度吉賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第8号 平成31年度吉賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第9号 平成31年度吉賀町水道事業会計決算認定について
- 日程第15 報告第2号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第16 議案第59号 益田地区広域市町村圏事務組合規約の変更について
- 日程第17 議案第60号 吉賀町真田グラウンド・吉賀町交流研修センターの指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第61号 吉賀町空家等対策協議会設置条例の制定について
- 日程第19 議案第62号 吉賀町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第63号 吉賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第64号 吉賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第65号 令和2年度吉賀町興学資金基金特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第66号 令和2年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議案第67号 令和2年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第68号 令和2年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第26 議案第69号 令和2年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第27 議案第70号 令和2年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第28 議案第71号 令和2年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第29 議案第72号 令和2年度吉賀町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第30 同意第1号 吉賀町功労表彰者の選定同意について
- 日程第31 同意第2号 吉賀町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第32 同意第3号 吉賀町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第33 同意第4号 吉賀町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

出席議員（12名）

- | | |
|------------|------------|
| 1 番 桑原 三平君 | 2 番 三浦 浩明君 |
| 3 番 桜下 善博君 | 4 番 松蔭 茂君 |
| 5 番 中田 元君 | 6 番 大多和安一君 |
| 7 番 河村 隆行君 | 8 番 大庭 澄人君 |

9番 河村由美子君
11番 藤升 正夫君

10番 庭田 英明君
12番 安永 友行君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 水落 裕之君

説明のため出席した者の職氏名

町長	岩本 一巳君	副町長	赤松 寿志君
教育長	光長 勉君	教育次長	大庭 克彦君
総務課長	野村 幸二君	企画課長	深川 仁志君
税務住民課長	榎木 昭典君	保健福祉課長	永田 英樹君
産業課長	山本 秀夫君	建設水道課長	早川 貢一君
柿木地域振興室長	山根 徳政君	出納室長	中林知代枝君

午前9時07分開会

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しておりますので、令和2年第3回吉賀町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はただいまお手元に配付したとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（安永 友行君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、3番、桜下議員、4番、松蔭議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（安永 友行君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

議会運営委員長の報告を求めます。3番、桜下議会運営委員長。

○議会運営委員長（桜下 善博君） 会期につきまして、本日9月8日より9月30日までの23日間と決定しております。

以上です。

○議長（安永 友行君） それではお諮りをします。

本定例会の会期は委員長報告のとおり、本日から9月30日までの23日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、よって、会期は本日から9月30日までの23日間と決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（安永 友行君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日の会議に出席の説明員の職、氏名はお手元に配付したとおりです。監査委員よりの例月出納検査報告、備品監査報告及び議長の動静報告は、お手元の配付資料のとおりです。また、陳情第3号少人数学級制度の拡充を求める意見書を国に提出することを求める陳情書及び陳情第4号現行少人数学級制度縮小計画の凍結を求める意見書を県に提出することを求める陳情は、お手元に配付した陳情、請願、要望等文書表のとおり、陳情第3号及び陳情第4号は総務常任委員会へ付託し会期中の審査とすることにしました。

日程第4. 行政報告

○議長（安永 友行君） 日程第4、行政報告を行います。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 改めておはようございます。

本日、令和2年第3回でございますが、定例会を招集させていただきましたところ、全議員に御出席いただきまして本当にありがとうございました。動静報告の前、2点について御報告なり申し上げます。御挨拶に代えさせていただきますと思います。

まず1点目は、非常に大型で強い台風でございました10号についてでございます。吉賀町では、今回のこの台風の接近に伴いまして、6日の日曜日から昨日月曜日まで対策本部を設置をいたしまして警戒待機に当たってきたところでございます。

今回、町内で5か所に自主避難所を設けさせていただきました。結果といたしまして、最大で41世帯61名の皆さんがそちらの自主避難所のほうへ避難をされたということでございます。

また、自主防災組織をはじめといたしまして、地元有志の皆さんが率先して避難場所を設営された地区もございました。今回の台風襲来に伴いまして、島根県では、吉賀町を含めまして、全

部で9つの自治体が自主避難所もしくは避難所を設営をしておりますが、その中でも当町の避難者数が一番多いというような状況でございました。確かに今回の台風の進路は非常にこの吉賀町に近いというような状況はあったわけですが、やはりそれぞれの住民の皆さんが非常に危機感を持って自らの判断で早目に避難行動を取っていただいたというあかしでもあろうかというふうに思います。自分の命は自分で守るという、まさに自助の行動が浸透しつつあるというふうに考えているところでございます。

また、一方では、先ほど申し上げましたように、民間レベルで自主的に避難所の運営もしていただきまして、こちらのほうは共助の動きが芽生えつつあるということで大変大きな成果があった台風の襲来でもございました。

それから、この台風による被害状況についてでございます。幸い、人的被害は今のところ発生をしておりません。そういう状況の報告はないわけでございます。家屋につきましては、大きいものといましては、七日市にあります県営の皆富住宅の屋根が今回の風にあおられまして損壊をいたしました。それから、公共施設につきましては特段被害報告は今のところ上がってはおりません。それから、町道及び林道と農業用施設についてでございますが、今なお調査中でございます。このうち道路関連につきましては数か所で倒木があったようでございますが、長時間にわたる通行止めはございません。そうしたことで大きな被害はなかったということでございます。それから、農業用施設についてでございますが、これは当然風が吹いたわけでございますので、ビニールハウス等で幾らか被害が出ているということでございますが、この詳細については、この時点ではまだ確定をしたものは持ち得ておりません。現段階での状況ということで報告をさせていただきました。

そして、今回の台風の襲来に当たりまして、早い時間から警戒活動に当たっていただきました非常備消防の消防団、そして常備消防の益田広域の両分遣所の職員の皆さんに対しまして心からお礼を申し上げたいと思います。

次に、2点目は、本日の定例会で上程をさせていただきます議案についてでございます。今回のこの定例会で上程する議案は全部で28件でございます。内訳といたしましては、平成31年度一般会計外各会計の決算認定が9件、財政指標の報告が1件、それから、益田地区の事務組合の規約の変更が1件、指定管理者の指定が1件、それから条例の制定と一部改正が4件、さらに特別会計と一般会計の補正予算が8件と、数年前から行っております町の功労表彰者の選定同意が1件、最後、固定資産評価審査委員会の委員の選任同意が3件というような内容でございます。この後、順次上程をさせていただきますので、慎重審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

なお、補正予算の関係で1点だけ補足をさせていただきます。6月の定例会の前段

の全員協議会でも御報告をしておりましたが、現下の新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえまして、事務事業の見直しを行いまして、この9月の定例会で補正予算として上程するという事をお知らせをさせていただいております。6月以降のところでは各課で厳しい精査をしていただきまして、結果といたしまして、一般会計と特別会計合計で7,368万7,000円。7,300万円余の事業費ベースではございますが減額することといたしました。このことによりまして新たな財源を確保することができましたので、今後の感染症対策をはじめ様々な施策の財源として充当してまいりたいと思っております。

以上、2点について御報告させていただきまして、お手元にあります動静報告について申し上げておきたいと思っております。今回報告いたしますのは、6月の定例会から昨日までのところでございます。

まず、6月の定例会は10日に招集をさせていただきまして、会期は17日まででございました。下がっていただきまして15日でございます。新型コロナウイルスの感染症対策の本部会議を開催いたしました。この会議につきましては、適宜開催をして情報共有を図っております。特に8月の初旬には、県東部で大規模なクラスターも発生いたしましたし、圏域の益田市でも患者が発生をしたということもございましたので、その開催の頻度、これまで上げているところでございます。

17日には、役場の女性職員が作成をさせていただきましたマスクをサクラマス交流センターの入所者の生徒の皆さんにお届けをさせていただきました。

6月の18、19日、2日間にかけては大雨の警戒待機でございます。22日はコロナ感染症の関係を踏まえまして、避難所の模擬の運営訓練を開催をさせていただきました。この後ろの六日市体育館で開催したわけでございますが、職員が40名、それに加えて島根県益田保健所、さらに町内の六日市病院、社会福祉協議会、それからよしかの里、こうした皆さんにも一緒に勉強させていただいたということでございます。

2ページに入りまして、6月25日でございますが、広島市、廿日市、そして海田町のほうで大変お世話になっております関連企業のほうへ、これは本当はいつも年度当初に行うわけでございますが、感染症の対策等もございましたので6月の下旬になりました。訪問させていただきました、ヨシワ工業、福屋の関連のフレッド、それから五日市店、それからレクトと廿日市のアンテナショップでございます。

26日は六日市病院の関係で県庁を訪問いたしまして、知事をはじめ関係いたします地域振興部長、健康福祉部長のほうへ面会の上、お願いをさせていただいたところでございます。

7月に入りまして1日は、恒例の社会を明るくする運動のメッセージの伝達がございました。その後、水源会館のほうで絵画の寄贈式を行ったわけでございますが、これは新聞でも報道され

ましたが、益田市在住の金本裕行先生が100号の油絵を御寄贈いただいたということでございまして、これを糧に、また観光にもつなげていきたいなと思っているところでございます。

7月の3日は、エポックの関係で大分に出向きまして、森産業のほうへ訪問させていただきました。

7月の6、7、8につきましては、それぞれ業務を行いながら大雨の警戒待機、3日間にわたって対応させていただきました。

一番下の11日、吉賀高等学校の支援協議会の総会を七日市の林業センターで行ったところでございます。

3ページの上でございます。7月の13、14。13日は松江で国保連の理事会がございまして、帰りまして夕刻から14日にかけては大雨の警戒待機に当たっております。

7月の18日は、吉賀高等学校支援協議会が主催をいたしております、グラウンドあるいは駐車場等の草刈りの作業に参加をさせていただきました。

翌19日は益田の市長選挙が執行されましたので、当選のお祝いの御挨拶ということで益田のほうへ出かけさせていただきました。山本市長が3期目の御当選を果たされたということでございます。

中ほど28日でございます。毎年恒例の全国治水砂防協会島根県支部の役員会と通常総会、併せまして、鹿足土木協会の総会、要望活動等が行われましたので松江に出かけました。特に鹿足土木協会につきましては、要望活動、丸山知事、それから県議会の中村議長を加えて、土木部長と農林水産部長のほうへそれぞれ要望書の提出をさせていただいたところでございます。

31日は町議会の臨時会を招集いたしました。

8月に入りまして、町内でこうして感染症の関係で中体連の大会が開催されないという事態になりましたので、益田・鹿足ブロックの交流試合が行われました。ということで、立戸のスポーツ公園で行われましたソフトテニスと柿木中学校の体育館で行われました卓球のほうへ参加をさせていただきました。次のページの上も同じでございまして、翌2日の日曜日は、柿木中学校の体育館のほうで今度はバレーボールの大会があったということでございます。

3日は益田地区期成同盟会の要望活動で浜田の河川国道事務所と広島の中国地整局のほうへ出向いたところでございます。

4日の火曜日でございますが、米・食味鑑定士協会の鈴木会長ほかが御来庁されました。それから、3期目の御当選を果たされた山本市長が御挨拶にいらっしゃったところでございます。

11日でございます。今、吉賀町ただ一人でございますが、地域枠で入学をしております県立石見高等看護学院の学生の方が面談に御来庁されました。

12日は不燃物処理組合の臨時会でございます。

15日は柿木で戦没者慰霊祭のほうへ参加をさせていただきました。

それから、19日でございます。包括連携協定を結んでおりますモンベルのほうから今回、防護服を300着御寄贈いただきました。そのうち100は役場の備蓄品、それから残りの200につきましては、社会福祉協議会へ100、それからよしかの里へ50、六日市病院へ50ということでお届けをさせていただいたところでございます。

それから、20日は連携協定を結んでおりますが、町内郵便局の局長さんとのまちづくり協議会を防災センターで開催しております。

21日は広域事務組合の臨時会、25日は吉賀高等学校の生徒の皆さんが役場のほうを訪ねていただきました。今回は、吉賀高校の生徒さんが、全国高校ソーシャルビジネスプロジェクトというコンテストで見事特別賞を受賞されるという快挙を果たされました。その御報告に参加をされました女生徒さん5人、それから指導されました校長先生ほか教員の方が出向かれたということでございます。

最後のページでございますが、同じく25日は、広島のモンベル広島紙屋町店におきまして、町内に事務所を構えておりますNPO法人日本に健全な森を作りなおす委員会主催の講座が行われまして、私のほうも参加をさせていただいて町のPR等もさせていただいたところでございます。なお、これは3回シリーズでございまして、あと10月と11月、それぞれモンベルの広島紙屋町店のほうで開催をされる予定でございます。

26日は朝倉公民館の竣工式がございました。議長をはじめ多くの議員の皆様にご参加をいただいたところでございます。大変ありがとうございました。

8月29、30、この日は丸山知事が行っております「石見の日」、吉賀町に御来町いただいたということでございまして、土曜日にはゆ・ら・らのほうにお泊まりをいただきました。翌30日には、町内を限られた時間、半日ではございましたが、水源公園、水源会館、それから深谷大橋、あと野菜を生産しておられます生産者のところへ御案内をさせていただいたところでございます。

9月に入りまして、1日は町議会の全員協議会でございます。4日から台風10号の対策に入りまして、4日、6日、7日と続けて対策会議、臨時の庁議を行いながら、実際には9月の6日、7日のところで警戒待機に当たったということでございます。

以上でございます。

日程第5. 発議第6号

○議長（安永 友行君） それでは、日程第5、発議第6号新型コロナウイルス感染症による医療・介護・障がい者福祉機関等を経営破綻させない対策を求める意見書（案）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） おはようございます。それでは、ただいま議題となりました発議第6号につきまして、一部読み上げて提出させていただきます。

発議第6号、吉賀町議会議長安永友行様、提出者、吉賀町議会議員藤升正夫、新型コロナウイルス感染症による医療・介護・障がい者福祉機関等を経営破綻させない対策を求める意見書（案）であります。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症による医療・介護・障がい者福祉機関等の経営破綻を防ぐためであります。

裏面を見ていただきます。

意見書（案）、新型コロナウイルス感染症の治療を担う医療機関では、人的、物的、経済的に大きな負担を強いられ、医療崩壊の危機が差し迫っています。また、一般病院や医科・歯科診療所においても、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた対策の強化を行いながら日常診療に取り組んでいますが、受診患者が大幅に減少するなど医業収入が大幅に減収となり、医療機関の経営に重大で深刻な影響が出ています。介護事業者や障がい者福祉サービス事業者も同様です。このままでは廃業を余儀なくされる医療機関や事業者が出てきます。さらに感染症の再拡大によって、マスクや消毒液をはじめとした感染防護服、衛生材料等の価格の高騰や不足で対応が困難を極めています。

新型コロナウイルス感染症の治療を行う医療機関はもちろんのこと、一般病院や医科・歯科診療所の継続は、患者、国民の命と健康を守るために大変重要です。また、介護事業所や障がい者施設等は、社会にとってなくてはならないものです。

よって、国におかれましては、医療機関、介護・障がい者福祉サービス事業所等の経営破綻を防ぐため、下記対策の実現を強く求めます。

記、1、医科・歯科全ての医療機関、介護・障がい者福祉サービス事業所について、実質的な減収を補填する財政支援を緊急に行い、少なくとも感染拡大による損失（赤字）が生じないようにすること。

2、新型コロナウイルス感染症患者の入院治療を担う病院が、職員の給与・賞与を十分に支払えるよう、必要な財政支援を行うこと。

3、新型コロナウイルス検査体制を抜本的に拡充し、医師の判断で迅速に実施できるようにすること。

4、一般診療や介護・障がい者福祉サービス継続のため、関係機関の職員、利用者（予定者を含む）の新型コロナウイルス検査を公費負担により必要に応じて適宜実施できるようにすること。

5、マスク、消毒液、ディスポーザブルのガウン、ゴーグルやフェースシールド、手袋などの確保を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

ということで、提出先としましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、新型コロナウイルス対策担当相としております。なお、この発議につきましては、委員会への付託ということが決まっておりますので、またその中でも慎重な審査をしていただきますことをお願いをして、発議とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

ここで、提出者に対しての質疑を許します。質疑ありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、ここでお諮りをします。本件については、所管の総務常任委員会に付託し、会期中の審査とすることにしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、本件については、所管の総務常任委員会に付託して、会期中の審査とすることに決定をいたしました。

日程第6. 認定第1号

日程第7. 認定第2号

日程第8. 認定第3号

日程第9. 認定第4号

日程第10. 認定第5号

日程第11. 認定第6号

日程第12. 認定第7号

日程第13. 認定第8号

日程第14. 認定第9号

○議長（安永 友行君） 日程第6、認定第1号平成31年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第14、認定第9号平成31年度吉賀町水道事業会計決算認定についてまでを一括議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、一括で上程をさせていただきます。

認定第1号平成31年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認定について、地方自治法（昭和22年

法律第67号)第233条第3項の規定により、平成31年度吉賀町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。令和2年9月8日提出、吉賀町長岩本一巳。

認定第2号平成31年度吉賀町興学資金基金特別会計歳入歳出決算認定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成31年度吉賀町興学資金基金特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。令和2年9月8日提出、吉賀町長岩本一巳。

認定第3号平成31年度吉賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成31年度吉賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。令和2年9月8日提出、吉賀町長岩本一巳。

認定第4号平成31年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成31年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。令和2年9月8日提出、吉賀町長岩本一巳。

認定第5号平成31年度吉賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成31年度吉賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。令和2年9月8日提出、吉賀町長岩本一巳。

認定第6号平成31年度吉賀町小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成31年度吉賀町小水力発電事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。令和2年9月8日提出、吉賀町長岩本一巳。

認定第7号平成31年度吉賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成31年度吉賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。令和2年9月8日提出、吉賀町長岩本一巳。

認定第8号平成31年度吉賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成31年度吉賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。令和2年9月8日提出、吉賀町長岩本一巳。

認定第9号平成31年度吉賀町水道事業会計決算認定について、地方公営企業法(昭和22年法律第292号)第30条第4項の規定により、平成31年度吉賀町水道事業会計決算を別紙監

査委員の意見をつけて議会の認定に付する。令和2年9月8日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、出納室長のほうから御報告をさせていただきたいと思えます。なお、体調のことを考慮させていただきまして、自席から着座にて説明をさせていただきますことを御容赦いただきたいと思います。どうかよろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、詳細説明を求めます。なお、認定第1号から認定第8号については中林出納室長から、それから認定第9号については早川建設水道課長のほうからの説明をしていただきます。

それでは、認定第1号から認定第8号についての詳細説明を求めます。中林出納室長。

○出納室長（中林知代枝君） おはようございます。それでは、今町長も申し上げましたが、自席で着座にて説明をさせていただきます。御了承いただきますようよろしくお願ひいたします。では、座って説明をさせていただきます。

それでは、ただいまから平成31年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算の御説明を申し上げます。決算書とお手元にお配りしております参考資料を中心に御説明を申し上げます。説明にかかる時間はおよそ30分を予定しております。どうぞよろしくお願ひいたします。

初めに、一般会計決算についてでございます。決算書2ページ、参考資料2ページ、グラフにつきましては3ページを御覧いただきたいと思います。

では、参考資料の2ページ中段を御覧いただきたいと思います。一般会計、平成31年度の歳入決算額は71億4,283万8,596円、前年度比6億4,588万1,478円、9.9%の増となっております。下段の歳出決算額につきましては69億6,467万9,207円、前年度比6億2,732万1,025円、9.9%の増となっており、歳入歳出ともに前年度より増額している状況でございます。

歳入の増減要因についてでございますが、参考資料3ページを御覧ください。上段のグラフで顕著な差を示す項目を中心に御説明を申し上げます。

まず、歳入総額のおよそ8%を占める町税でございます。前年度比738万円の減額となっております。内訳につきましては、決算書の14ページからとなっております。

項1町民税についてです。給与所得等の減額により前年度比481万円の減額、項2固定資産税につきましては、減価償却等の影響により前年度比305万円の減額、項3軽自動車税につきましては、前年度比63万円の増額、項5入湯税につきましては36万円の増額となっております。

次に、決算書18ページ上段でございます。歳入総額の1.5%を占める、款6、地方消費税交付金につきましては、前年度比896万円の減額となりました。次、決算書18ページ下段、歳入総額の46.2%を占める、款9、地方交付税につきましては、公債費の増額等により前年度比

7,862万円の増額となりました。

次は、飛びまして決算書の26ページ、歳入総額の15.6%を占める、款13国庫支出金及び款14県支出金についてです。款13国庫支出金につきましては、前年度比1億7,910万円の増額となっております。項1国庫負担金3,584万円の増額、項2国庫補助金1億4,345万円の増額となっております。

また、決算書30ページ下段、款15県支出金につきましては、前年度比6,171万円の増額となっております。

続きまして、決算書44ページ、款18繰入金についてです。前年度比2億4,596万円の増額となっております。主には、項2基金繰入金、目2減債基金繰入金1億966万円の増額、目5地域福祉基金繰入金1億2,510万円の増額となっております。

次に、決算書46ページ、款20諸収入についてです。前年度比84万円の減額です。

続きまして、決算書50ページ、款21町債についてです。前年度比8,480万円の増額です。主には、項1町債、目1過疎債1億2,260万円、目、合併特例事業債3,160万円が増額しており、目10土木債2,520万円及び目15臨時財政対策費3,570万円が減額となっております。

次に、歳出についてです。決算書54ページ、参考資料2ページ下段です。それに伴うグラフにつきましては、3ページ下段を御覧ください。まず、参考資料3ページのグラフを御覧いただきますと、前年度比で増額となった項目は、左から3番目の民生費、次の衛生費、ちょっと分かりづらいですけど、次の労働費、1つ飛びまして商工費、次の土木費、1つ飛びまして教育費、1つ飛びまして公債費となっており、その他の5項目につきましては全て減額となっております。

それでは、各項目の主な増減要因を申し上げます。議会費につきましては、前年度比194万7,148円の減額です。総務費も前年度比104万576円の減額となっております。民生費は前年度比2億2,174万4,493円の増額です。

主な要因につきましては、決算書89ページ、項1、社会福祉費、目1、社会福祉総務費、新規事業の01プレミアム付商品券事業費1,738万円の増額、決算書93ページ、目4、障がい者福祉費01自立支援給付事業費1,593万円の増額、目5、障がい者福祉施設費01障がい者総合支援センター整備事業費1億3,954万円の増額、目9、介護保険総務費01介護保険特別会計繰出金1,632万円の増額、目2、保育所費01児童福祉施設整備費1,345万円の増額、項3、生活保護費1,154万円の増額となっております。

衛生費につきましては、前年度比1億226万1,548円の増額です。主な要因につきましては、決算書109ページ、項1、保健衛生費、目1、保健衛生総務費01地域医療対策費7,752万円の増額、項2、清掃費、目1、清掃総務費3,230万円の増額となっております。労働費

につきましては、前年度比10万6,800円の増額です。

農林水産業費につきましては、前年度比1,754万1,996円の減額です。主な要因につきましては、決算書123ページ、項1、農業費、目3、農業振興費09地域商社設立事業費1,473万円の増額、決算書131ページ、目6、農地費01土地改良単独整備事業費3,219万円の増額、決算書135ページ、項2、林業費、目2、林業振興費、昨年度計上されていました林地台帳整備事業費2,418万円の減額、決算書137ページ、目3、林業振興施設費04平柄の滝森林公園管理費4,569万円の減額となります。

商工費につきましては、前年度比165万2,379円の増額です。土木費は、前年度比781万404円の増額です。

主な要因につきましては、決算書151ページ、款8土木費、項2道路橋梁費、目2、道路橋梁新設改良費01道路新設改良単独事業費7,975万円の減額、その下の01道路新設改良補助事業費1億256万円の増額、決算書153ページ、項5、住宅費、目2、住宅建設費01公営住宅等設備事業費2,200万円の減額となっております。

消防費につきましては、前年度比1,068万8,902円の減額です。教育費は、前年度比1億3,631万5,102円の増額です。主な要因につきましては、決算書173ページ、項3、中学校費、目1、中学校管理費01中学校施設整備事業費1億7,254万円の増額、決算書179ページ、項4、社会教育費、目3、公民館費01公民館施設整備事業費1億4,895万円の増額、決算書185ページ、項5、保健体育費、目1、保健体育総務費01保健体育施設整備事業費1億8,680万円の減額となっております。

災害復旧費につきましては、前年度比2,728万4,461円の減額です。公債費につきましては、償還元金及び利子の増額によりまして、前年度比2億1,593万3,382円の増額となっております。

続いて、興学資金基金特別会計決算の御説明を申し上げます。決算書189ページ、参考資料4ページの上段、グラフにつきましては、参考資料5ページの上段を御覧ください。歳入及び歳出決算額が1,647万7,709円となり、前年度比143万9,587円の増額です。

歳入につきましては、諸収入が前年度比162万円の増額となっており、主な要因は、貸付金元利収入の増額となっております。歳出につきましては、貸付金の増額が主な要因です。

続きまして、国民健康保険事業特別会計決算の御説明を申し上げます。決算書は201ページ、参考資料4ページの中段、グラフは参考資料5ページ中段を御覧ください。

歳入決算額7億9,620万5,867円、前年度比1億363万707円、15%の増となっております。歳出決算額7億9,587万5,739円、前年度比1億1,700万8,264円、17.2%の増額となっております。

歳入の主な要因についてです。増額につきましては、県支出金1億2,012万円、繰入金228万円の増額となりました。また、減額につきましては、国民健康保険税378万円、繰越金1,515万円の減額となっております。

歳出につきましては、保険給付費は医療費の増額により1億1,956万円の増額、保健事業費につきましては、特定健診の受診率向上事業の実施により356万円の増額となっております。また、基金積立金300万円及び諸支出金408万円の減額となりました。

次に、後期高齢者医療保険事業決算の御説明を申し上げます。決算書は227ページ、参考資料は6ページ上段、グラフにつきましては、参考資料7ページ上段を御覧ください。

歳入決算額2億4,007万8,635円、前年度比1,023万7,760円、4.5%の増となりました。歳出決算額2億3,931万5,807円、前年度比1,034万9,088円、4.5%の増額です。歳入の主な要因につきましては、平成31年度は全てにおいて増額となっており、被保険者の高所得者層の増により保険料が76万円、繰入金755万円となりました。

歳出につきましては、諸支出金以外は全て増額となっております。主な要因は、総務費253万円、広域連合納付金787万円の増額となりました。

続きまして、介護保険事業特別会計決算の御説明を申し上げます。決算書は243ページ、参考資料6ページの中段、グラフは7ページ中段を御覧ください。

歳入決算額11億8,253万5,838円、前年度比5,253万209円、4.6%の増となっております。歳出決算額は11億7,116万9,053円、前年度比4,616万3,884円、4.1%の増となりました。

歳入の主な要因の増額につきましては、歳出の保険給付費の増額に伴う公費負担部分が増額となりまして、国庫支出金1,636万円、支払基金交付金1,443万円、県支出金1,122万円、繰入金3,189万円の増額となりました。また、減額につきましては、1から3段階の保険料軽減を行ったため、保険料625万円、繰越金1,484万円が減額となっております。歳出の主な要因につきましては、施設サービス費の増額により保険給付費6,570万円が増額となっております。また、地域支援事業費428万円、諸支出金1,573万円の減額となりました。

次に、小水力発電事業特別会計決算の御説明を申し上げます。決算書は277ページです。参考資料は8ページ、グラフは9ページを御覧ください。

歳入決算額6,056万714円、前年度比2,027万203円、25.1%の減です。歳出決算額は6,009万5,454円、前年度比2,055万2,547円、25.5%の減となりました。

歳入の主な要因につきましては、売電事業収入の売電料が335万円の増額、諸収入188万円が増額となっております。また、減額につきましては、繰入金が2,550万円の減額となりました。歳出の主な要因につきましては、総務費の維持管理費が補修工事が終了したことにより5,

009万円の減額となりましたが、基金積立金3,550万円を積み立てたことにより2,048万円の減額となりました。

次に、下水道事業特別会計決算の御説明を申し上げます。決算書291ページ、参考資料8ページ、グラフは9ページを御覧ください。

歳入決算額1億9,295万8,629円、前年度比2,550万675円、1.3%の減です。歳出決算額1億9,199万1,381円、前年度比2,750万94円、1.4%の減となります。大変失礼をいたしました。前年度比が255万675円で1.3%の減で、歳出決算額1億9,199万1,381円、前年度比275万94円、1.4%の減となっております。失礼いたしました。

歳入の主な要因につきましては、繰入金553万円、分担金及び負担金120万円の減額となりましたが、徴収率の向上により使用料及び手数料179万円、町債は260万円の増額となりました。歳出の主な要因につきましては、下水道事業費は補修工事費が796万円の減額、公債費は521万円の増額となっております。

次に、農業集落排水事業特別会計決算の御説明を申し上げます。決算書307ページ、参考資料は10ページ、グラフは11ページを御覧ください。

歳入決算額6,638万1,917円、前年度比354万6,687円、5.6%の増となっております。歳出決算額6,605万7,947円となり、前年度比362万2,717円、5.8%の増となっております。歳入の主な要因につきましては、分担金及び負担金80万円の減額、国庫支出金400万円の増額となっております。歳出につきましては増額しております、主には、処理場の管理費の調査分析委託料の増額によるものでございます。

次に、実質収支に関する調書の御説明を申し上げます。決算書322ページです。322ページの一般会計についてです。1番、歳入総額から2番、歳出総額を引きました3番、歳入歳出差引き額につきましては1億7,816万円です。翌年度への自主財源繰越が1,107万円でございますので、5番の実質収支額につきましては1億6,709万円となります。

決算書323ページ、興学資金基金から329ページ、農業集落排水事業の各特別会計につきましては、歳入歳出差引額と実質収支額は同額となっておりますので省略させていただきます。

次に、財産に関する調書の御説明を申し上げます。決算書330ページをお開きください。それでは、土地及び建物の異動につきまして御説明申し上げます。まず、土地についてです。一番左側に縦書きで1、行政財産、2、普通財産の欄がございます。その2、普通財産その他の172.77平米につきましては、寄附による増となっております。

次に、建物の増減についてです。1、行政財産の木造の公営住宅257.6平米につきましては、沢田公営住宅の新築による増でございます。その下のその他の施設につきましては、重則集会所

及び上福川集会所が行政財産から普通財産に変更されたことによる減及び朝倉公民館の新築により増となったその差引きによりまして160.02平米となります。その下に行っていただいて、2、普通財産その他についてでございます。行政財産から普通財産に変更されたことにより、重則集会所、上福川集会所の増、六日市地区集会所倉庫の解体による減との差引きによりまして110.22平米となっております。

次に、1、行政財産、建物の非木造の公営住宅についてです。277.32平米の減につきましては、沢田公営住宅の解体による減となっております。その下のその他の施設1,023.55平米につきましては、障がい者総合支援センターの新築による増となります。

次に、決算書331ページ、(2)山林についてでございます。面積の変動はございませんが、立木が増加率5%で計上しております。それから、(3)物権(4)有価証券につきましては異動はございません。

決算書332ページ、(5)出資による権利についてでございます。上から6番目、吉賀町土地開発公社におきましては、平成30年10月31日に解散いたしまして、平成31年4月4日に清算終了したことから300万円の減額となりました。そのほかにつきましては変動はございません。

次に、決算書333ページ、2、物品についてでございます。単価おおむね1件が100万円以上のものを掲載しております。平成31年度につきましては、小型動力ポンプ付積載車の買い替えにより増減を計上しております。

決算書334ページ、中段にありますケーブルテレビ施設及び移動通信施設につきましては、計上漏れがあったことから実態に合わせまして、ケーブルテレビ施設1、移動通信用施設9いたしました。今年度の異動ではございませんが、決算年度中の異動で計上させていただきまして、実態と合わせたということにしております。

決算書335ページの最後の段のプレミアム付商品券システムソフトウェアを購入しておりますので計上いたしました。

続きまして、決算書336ページ、債権についてでございます。一番左側の決算年度末現在高につきましては、令和2年3月31日現在の現在高でございます。社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付金につきましては、返済免除により188万円の減額、貸付金680万円が増額となり、年度末現在高が5,422万6,000円となっております。サンエム定住促進施設建設貸付金につきましては、前年度末と同様の金額の1,900万円となっております。

次に、決算書337ページ、4、基金でございますが、これも令和2年3月31日現在の現在高でございます。

まず、(1)財政調整基金でございますが、有価証券については、2億円分の島根県債を購入し

たことから増額となっております。また、現金につきましては、期間中の利子138万6,000円が増額及び有価証券分の取崩により減額となっております。(2) 学校基金の立木につきましては、1年増加率5%で推計し計上しております。(3) 国民健康保険事業基金につきましては、利子が4,000円、積立て300万円の増額となりました。(4) 減債基金につきましては、利子3万2,000円の増額、1億966万7,000円を取り崩したため減額となっております。(5) ふるさと創生基金につきましては、利子2万9,000円の増額、1億2,950万円の取崩により減額となっております。(6) 土地開発基金につきましては、利子1万1,000円の増額、売買等により75万8,000円の減額となりました。(7) 地域福祉基金につきましては、利子1万9,000円の増額、1億2,510万円の取崩により減額となっております。(8) ふるさと水と土保全対策基金につきましては、利子が1,000円未満であったため計上しておりません。

めくっていただいて、338ページ、(9) 人材育成基金は利子5,000円の増額となっております。(10) 介護給付費準備基金は利子3,000円の増額及び400万円を取り崩したため減額となっております。(11) 小水力発電事業基金は、利子7,000円の増額及び4,088万6,000円を積み立てて増額としております。(12) 興学資金基金は変動はありませんでした。

(13) まちづくり基金につきましては、積立て9,430万円の増額、2億5,560万円を取り崩したため減額となっております。(14) ふるさと応援基金は127万円を取り崩しましたが、積立てを327万6,000円をいたしましたので増額となりました。(15) 森林環境譲与税基金につきましては、1,195万9,000円を積み立てております。以上を踏まえまして、令和2年3月末日の基金の合計額は32億5,692万8,000円となります。

次のページからは参考資料といたしまして、令和2年5月31日現在の現在高を掲載しております。令和2年5月31日現在の基金合計額につきましては、31億2,771万2,000円でございます。

以上で平成31年度決算書の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長(安永 友行君) 以上で認定第1号から認定第8号についての詳細説明が終わりました。かなり時間がたちましたので、ここで休憩します。10分間。休憩します。

午前10時13分休憩

.....

午前10時24分再開

○議長(安永 友行君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

認定第9号の詳細説明から始めます。

認定第9号は、早川建設水道課長のほうから詳細説明をしていただきます。早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） それでは、続きまして、平成31年度吉賀町水道事業会計決算書について説明をさせていただきます。

まず、資料9ページをお開きいただきたいと思います。平成31年度吉賀町水道事業報告書でございます。

1の概況でございます。吉賀町においては、平成29年4月1日より吉賀町水道事業が発足をし、3年を経過することとなりました。地方公営企業法が適用され上水道事業となり、会計制度も大きく変わることにより、客観的に会計状況を分析、検討をし、事業運営に役立てることができるようになりました。

それでは、下に行っていただきまして、給水の状況でございます。平成31年度末の給水人口は5,986人で、3人の減少、年間排水量は81万4,798立方メートルで、2万7,505立方メートル減少いたしました。また、年間有収水量率は80.59%となり、昨年より1.35ポイント増加しました。

続きまして、その下でございます。建設改良事業についてでございます。本年度施工をした主な事業は、水道施設の老朽化に対応するため、管路の老朽排水管の布設替え工事を実施いたしました。場所は吉賀町柿木村大野原地区で、管路延長を1,266メートルの更新を実施したものでございます。

続きまして、一番下でございます。財政状況でございます。収益的収入の総額は2億3,469万円、収益的支出の総額は2億2,302万4,000円でございます。この結果、1,166万6,000円の当年度の純利益を計上し、同額が当年度末処分利益剰余金となりました。なお、本年度の消費税及び地方消費税の納付額は340万5,000円となりました。資本的収入の総額は1億348万9,000円、資本的支出の総額は1億6,549万1,000円となりました。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する6,200万2,000円は、過年度損益勘定留保資金6,001万1,000円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額199万1,000円で補填をいたしました。

それでは、ページを戻っていただきまして、1ページをお開きいただきたいと思います。平成31年度吉賀町水道事業決算報告書の括弧の1番、収益的収入及び支出でございます。いわゆる3条予算関係でございます。内訳は、23ページから25ページのところで明細書を載せておりますので、御覧をいただきたいと思います。ここで注意していただきたいわけですが、1ページにありますのは、消費税を含んだ額でございます。23ページから載せております明細につきましては、消費税を含んでおりません。よって、合計をいたしましても金額は合致してきませんので、その辺御注意いただきたいと思います。

続きまして、2ページへ戻っていただきまして、2ページを御覧いただきたいと思います。括

弧の2番、資本的収入及び支出でございます。いわゆる4条予算関係でございます。明細は26ページに載せております。これも同じでございます、消費税が26ページには含んでおりません。合致する部分もございますけれども、そういった関係でございますので、基本的には合致してきませんので、御注意を頂きたいというふうに思います。

続きまして、ページ戻っていただきまして、3ページをお開きいただきたいと申します。平成31年度吉賀町水道事業損益計算書でございます。通称P Lと呼ばれているものでございます。損益計算書は、一年間における経営成績を明らかにした書類でございます。最下段にございます当年度未処分利益剰余金を御覧いただきたいと申します。これは二重線で引かれている部分でございます。1,166万6,094円となっております。この部分が当年度の純利益ということで、当年度未処分利益剰余金ということになるわけでございます。

続きまして、4ページをお開きいただきたいと申します。平成31年度吉賀町水道事業の剰余金計算書でございます。処分をいたしました利益剰余金の積立金の状況を示したものでございます。処分というふうにいいますと、使ってしまったというふうなイメージがあるかと思えますけれども、この処分といえますのは、使い道を明示したという意味でございます、先ほど純利益が1,166万6,000円計上させていただきましたけれども、これについては、まだ何に積み立てていくかというのを明確にしておりませんので、その部分で未処分ということがつくわけでございます。ここにつきましては、積み立てられた金額の内訳を示しているものでございまして、表の一番下側の欄、一番右側から一つ戻っていただきまして、上の欄を見ていただきますと、利益剰余金合計というふうになっております。この一番下でございます2,685万9,232円、これがここまでのところで積み立てられるはずといいたいまいしょうか。残金としての合計金額ということになるわけでございます。

5ページを御覧をいただきたいと申します。平成31年度吉賀町水道事業剰余金処分計算書でございます。先ほども説明をいたしました純利益1,166万6,094円でございます。この部分を建設改良積立金へ積み立てるといいうふうにしたいという案でございます。金額でございますけれども、積み立てる金額が三角がついておりますが、978万5,830円でございます。下の部分、処分後残高でございますが、188万264円につきましては、当面の運転資金として充てたいということで考えているものでございます。

続きまして、6ページを御覧をいただきたいと申します。平成31年度吉賀町水道事業貸借対照表でございます。通称B Sと呼ばれているものでございます。事業の財政状況を表す書類でございます。資産の部、真ん中の負債の部、下段の資本の部の3つからできております。

まず、資産の部でございます。資産の部でございますけれども、1の固定資産、2の流動資産等からできとるものでございまして、固定資産は、土地や建物、構築物、機械設備等ございま

す。流動資産は、現金預金等でございます。

まず、1の固定資産につきましては、27ページの固定資産の明細を載せております。24億3,200万5,381円。この一番下段の一番右側のある金額が合計金額でございまして、この金額が、6ページに示しております資産の部の一番下の固定資産合計と合致をしております。ここに明細を載せておりますので、御覧をいただきたいというふうに思います。

続きまして、2の流動資産でございます。すいません。ページは6ページをお戻りいただきたいと思います。括弧の1、現金預金1億8,304万8,700円でございます。これにつきましては、ページを進んでいただきまして22ページ。平成31年度4月の水道事業、キャッシュフロー計算書を載せておりますけれども、ここの部分の一番最下段、資本期末残高1億8,304万8,700円、この金額と合致をしてくるというものでございまして、このキャッシュフローでございますけれども、発生主義に基づき作成される損益計算書では、収益は現金収入のときではなく現実のとき、例えば、サービスを提供したときに認識されることから、書類上の金額と現金の差異が生じることになるため、資金の流れをつかむために作成される書類でございます。平たく言いますと、現金預金が今現在いかほどあるかというものを示したものでございまして、今現在、最下段のここに示しておりますこの金額分があるというふうにお考えいただければと思います。続きまして、6ページに戻っていただきたいと思います。そういたしますと、資産合計は、二重線で引かれております26億4,662万2,593円ということになるわけでございます。

続きまして、真ん中の段、負債の部でございます。3、固定負債、4、流動負債、5、繰延収益からできております。固定負債12億2,987万7,578円です。これは一年以内に支払いが想定されていない負債でございまして、建設改良等の財源に充てるための企業債でございます。4、流動負債、これは1億2,854万6,838円でございます。これは一年以内に支払うことが想定される負債でございます。企業債や未払金、引当金などがございます。固定負債の企業債12億2,987万7,578円と流動負債の企業債1億2,249万6,262円を合計いたしますと、13億5,237万3,840円となります。この金額は、ページを進んでいただきまして28ページ、一番後ろのページでございます。企業債明細書を載せておりますけれども、ここに内訳載せておりますので、御覧をいただきたいと思います。一番最下段の真ん中辺り、一番上の欄からいきますと、未償還残高という部分がございます。数字が入っている部分では一番右側の欄になります。この金額と一致をしております。

また6ページのほうに戻っていただきまして、5の繰延収益でございます。括弧の1、長期前受金といたしまして、20億3,256万4,157円。これは、固定資産を取得した際に国庫補助金などが入っておりますけれども、それを一旦長期前受金といった形で収入をいたします。これを固定資産の減価償却と同じ割合で一旦負債のほうに計上をし、長期前受金も収益化して振

り分けていくというものでございます。

括弧の2番、収益化累計額でございます。これまでに収益化された額の合計というふうにお考えいただきたいと思えます。

それから、一番下側でございます。資本の部でございます。6、資本金でございますけれども、3億7,085万8,088円でございます。

その下、7の剰余金でございますけれども、これは先ほど説明をさせていただきましたものでございまして、資本金と剰余金を合計いたしまして、資本の合計は3億9,771万7,320円となりまして、負債の部の負債合計額22億4,890万5,273円と合計いたしまして、負債資本合計が26億4,662万2,593円となります。この金額は、資産は負債と資本にバランスをいたしますという原則でございますので、上段の資産合計26億4,662万2,593円と一致をしていくというものでございます。

以上、決算書の詳細説明をさせていただきました。以上で、終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で認定第1号から9号の詳細説明が終わりましたが、ここで引き続き上田代表監査委員さんに出席いただいておりますので、平成31年度吉賀町各会計決算審査意見についてを報告いただきます。上田代表監査委員。

○代表監査委員（上田 重夫君） おはようございます。代表監査委員の上田でございます。

去る8月26日、岩本町長宛てに平成31年度吉賀町各会計決算審査意見書を提出いたしました。本日は、この意見書を読み上げまして、議会への報告とさせていただきます。

それでは、1ページを開いていただきたいと思えます。

平成31年度吉賀町各会計決算審査意見書、地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された平成31年度一般会計及び各特別会計等の歳入歳出決算及び付属書類について審査した結果、その意見は下記のとおりである。

1、審査の期間、令和2年7月1日から令和2年8月24日までの31日間。

2、審査の対象、平成31年度吉賀町一般会計歳入歳出決算書、平成31年度吉賀町興学資金基金特別会計歳入歳出決算書、平成31年度吉賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書、平成31年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算書、平成31年度吉賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算書、平成31年度吉賀町小水力発電事業特別会計歳入歳出決算書、平成31年度吉賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算書、平成31年度吉賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書、平成31年度吉賀町水道事業会計決算書及び各付属書類でございます。

3、審査の方法、(1)決算内容と提出を受けた決算関係資料、証拠書類等との照合。(2)各課及び教育委員会、委託事業、単独事業等、その全てについての審査は不可能なため、試査を実施

し、143件を抽出審査対象とした。(3) 審査の内容については、試査抽出の範囲に主体を置いた。

4、審査に当たっての留意点、(1) 共通事項、決算書、決算事項別明細書及び付属書類について、計数に誤りはないか、財政運営、財産管理は適正に行われているか、予算の執行は関係法令に従い効率的になされているか等に主眼を置いた。(2) 歳入、①収入成績、②予算執行率の著しく増減している科目について、その原因調査、③違法不当な収入の有無、④未納整理の状況、(3) 歳出、①違法不当な支出の有無、②目的どおり適正執行されているか、③怠慢なく効果的に執行されているか、(4) ①実質収支に関する調書の確認(毎月実施している例月審査を含む)、②公有財産(有価証券、出資証券、物品、債権、基金)に関する確認、③各種契約締結上の適否審査、④各財政援助団体の決算書における町補助金の収支経理状況の審査。

5、審査の結果、審査に付された一般会計及び特別会計等の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書及び付属書類等の計数は、それぞれの関係資料及び証拠書類等と照合した結果、誤りはなく適正なものと認めた。

6、審査意見、審査の結果について、その意見は別紙決算審査意見のとおりである。

次に、決算審査意見でございますが、これについては、重要な点のみを御説明申し上げて、御報告とさせていただきます。

まず、3ページ、1、決算の総括でございますが、決算の規模ですが、歳入が96億9,803万8,000円、歳出が95億566万2,000円であって、30年度の決算と比較すると、歳入が8.9%、歳出が9.0%の増となっております。これは、障がい者総合支援センターあるいは朝倉公民館事業といった普通建設事業がかなり影響しておると思われまます。なお、町債につきましては、今年度は発行額が11億7,000万円、償還は元金が11億900万円及び利子が9,200万円で、31年度の現在高は6,100万円増えて120億4,000万円ということでございます。これにつきましては、詳細は41ページの表29に載せておりますので、御覧いただきたいと思ひます。

次に、財政状況でございますが、将来負担比率、平成31年度は69.0%で、平成30年に対して15.3ポイント増加しております。

それから、実質公債費比率についてですが、3か年平均では6.2%。これも平成30年度より0.4ポイント上昇しております。

それから、実質公債費比率の単年度につきましては、平成31年度は7.0%、30年度より0.4%上昇しております。

経常収支比率につきましては、89.5%で、前年度より0.1ポイント増加しております。

公債費負担比率につきましては、平成30年度より4.4ポイント増加して18.5%になって

おりますが、今年度は繰上償還を行っておりますので、そのことが影響しております。

積立金現在高比率は、3億6,100万円減少して、11.2ポイント下がっております。

地方債現在高比率につきましては、3.0ポイント上昇して222.3%でありました。これにつきましては、過疎債の新規発行額が11億200万円、償還額が8億2,600万円であって、分子となる地方債残高が84億6,900万円となったために影響していると思われま

次に、各会計についてでございます。6ページを御覧いただきたいと思

入の状況でございますが、表を見ていただきたいと思

次に、7ページ、歳出のほうですが、予算現額75億3,169万7,000円に対して、支出済額が69億6,467万9,000円で、翌年度繰越額は2億2,170万円で、不用額が3億4,531万8,000円で、予算に対する補助額は4.6%というふうになっております。状況の詳しいことにつきましては、表のほうを御覧いただきたいと思

次に、性質別歳出の状況ですが、これが決算の総括でも申しましたように、普通建設事業が24.4%、それから、公債費が33.2%平成30年度よりは増えております。

次に、興学基金特別会計ですが、歳入総額は1,647万8,000円、歳出総額は1,647万8,000円で、実質収支額は0円でございます。

次に、国民保険事業特別会計です。歳出総額が7億9,620万6,000円、歳入総額が7億9,587万6,000円で、実質収支額は33万円でございます。歳入の状況につきましては、表のとおりでございます。歳入合計が15%増の決算額は7億9,620万6,000円ということになっております。歳出につきましては、11ページの表9を御覧いただきますと、保険給付費が24.9%前年度に比して増えております。これにつきましては、悪性新生物とか脳疾患関係等の患者さんが増えたためと思われま

次に、後期高齢者医療保険事業特別会計でございます。歳入総額は2億4,007万8,000円、歳出総額は2億3,931万5,000円、実質収支額が76万3,000円でございます。歳入総額は前年度に比して4.5%増の2億4,007万8,000円と増えております。被保険者数につきましては、前年度より29人減の1,588人でございます。次に、歳出ですが、歳出総額のうち、後期高齢者広域連合納付金が2億3,011万1,000円で、歳出総額の96.2%ござい

ます。吉賀町の後期高齢者の医療給付費は15億7,750万7,000円、前年度に比して6.7%増となっており、一人当たりの給付費も98万6,000円で、これは県内でもかなり高い水準となっております。

介護保険事業特別会計でございます。歳入総額が11億8,253万6,000円、歳出総額が11億7,116万9,000円、実質収支額が1,136万7,000円でございます。歳入の一般会計繰入金がかなり増えておりますのは、ここに書いてございますように、低所得者保険料軽減負担金が755万4,000円増加するなど、前年度より1,632万4,000円増えておることによってございます。それから、介護給付費準備基金残高が1,956万8,000円取り崩れておまして、現在高が462万5,000円となっております。これは表28のほうに詳しく載っておりますので、また御覧いただきたいと思います。

それから、歳出のほうでございますが、14ページをはぐっていただいて、保険給付費が10億4,861万7,000円で、歳出総額の89.5%を占めております。これは、要介護認定者が増えたこと、それと、居宅介護、施設介護等のサービス受給者が増えたということによります。

次に、15ページの小水力発電事業特別会計でございますが、歳入総額が6,056万1,000円、歳出総額が6,009万6,000円で、実質収支額が46万5,000円でございます。売電料収入につきましては、4月補修工事のために発電率が0.1と低かったんですが、それ以降はほぼ回復いたしまして、通期では0.9となっております。一般会計に対して1,400万円繰り出しておまして、基金は3,550万7,000円を積み立てて、基金残高が8,661万3,000円となっております。

次に、下水道事業特別会計でございます。歳入総額は1億9,295万9,000円、歳出総額は1億9,199万1,000円で、実質収支額は96万8,000円となっております。

事業状況ですが、七日市処理区のます設置数が221か所で、接続箇所は前年度より3個増えておりますが、接続率は25.8%と、いまだに低水準となっております。合併浄化槽の設置につきましては15基、それから、合併浄化槽維持管理費補助については283件ということになっております。

次に、農業集落排水事業特別会計です。歳入総額が6,638万2,000円、歳出総額が6,605万8,000円、実質収支額が32万4,000円でございます。歳出歳入の状況は表のとおりでございます。加入状況につきましては、柿木地区で人口率で88.1%、初見新田地区で92.1%と、前年度より若干増えております。

次に、水道事業会計でございます。本年度の事業収支状況につきましては、収入総額が3億5,337万3,000円、支出総額が3億8,381万円、事業収益につきましては2億3,469万円、事業費用が2億2,302万4,000円で、純利益が1,166万6,000円でございます。

た。収入、支出の状況については、表のとおりでございます。

次に、各会計に関する監査状況ですが、議会事務局関係19ページから33ページの水道事業会計については本日説明を省略させていただきまして、33ページの共通事項に関する監査状況からまた御説明申し上げます。

第1、税金及び使用料等の収納状況ですが、表に書いてありますように、一般会計、特別会計の現年度及び滞納分の収納率は93.6%で、前年度より0.5ポイント改善しております。特に水道、下水道、農集の使用料の滞納繰越分については飛躍的に改善しております。これは督促等の地道な努力が功を奏しているものと思われまます。しかしながら、令和2年度の予算編成に伴う徴収率の設定について、11月に第4回の債権共同徴収対策委員会が開かれておりますが、目標値を実績より大幅に下回って設定しております。これは正当な債権管理でこういうことはいんだらうかというようなものなんで、研修等で債権管理に関する職員のスキルアップを図ると同時に、債権管理の一元化等を行って、それでも徴収困難な債権については、債権回収部門を設けるなどの検討をされて、納税の公平公正に向けた対策の強化を図っていただきたいというふうに思っております。

次に、第2、抽出監査における事業契約等の締結状況、1件50万円以上の契約につきましては、39ページの表の27に掲げておりますが、契約件数179件のうち、一般競争入札が11件、指名競争入札が40件、随意契約が128件となっており、いずれも吉賀町契約規則及び関係法令にのっとり適正に契約が行われておりますが、特に随意契約なんかの場合に、変更契約が若干見られております。変更自体は正当かつ適切な変更ではございますが、事業内容や設計金額等の精査を徹底して、当初契約どおり事業が確実に執行されるような環境づくりに努めていただきたいというふうに思っております。

次に、34ページ、第3、基金の状況につきましては、40ページの表28のとおりでございます。平成31年度現在高は31億2,771万2,000円で、前年度より3億4,734万4,000円の減となっております。森林環境譲与税基金の創設もあって、利子を含めた積立額は、前年度より3,499万7,000円増の1億4,659万7,000円でしたが、取崩し額が4億9,320万6,000円ございました。基金につきましては、今後の取崩しに際しては、財政状況等を勘案しながら慎重な対応に努めていただきたいというふうに思っております。

委託事業、補助金等の交付及び助成事業の執行に関しては、吉賀町補助金等交付規則や関係法令との規定を徹底するのみならず、事業の目的、内容、効果等を精査するとともに、定期的な事業の検証、評価を行って、より効果的な事業結果や事業支援につながるよう努めていただきたいというふうに思っております。予算に比して執行率の著しく低い事業や事業効果の見込めない事業については、思い切って事業の中止を含めた抜本的な対策に取り組んでいただきたいという

ふうに思っております。

次、総括でございますが、総括につきましては、この文を読み上げまして御報告あるいは御説明とさせていただきます。

Ⅳ、総括、平成31年度の決算審査を実施し、一般会計、特別会計、共通事項等の監査状況を述べてきたところであるが、評価し、さらに推進すべき点、改善・検討をすべきと思われる事項について、提言として次のとおり総括する。

第1、財務事務は的確に処理されており、決算書並びに各調書等に記載された計数は、これまで指摘した状況や事項を除き正確であると認められる。

第2、例月出納検査については、検査の結果、本年度についても指摘事項は僅少であり、正規取扱いに対する平素の努力を評価したい。

第3、各種帳簿や資料等の数値や文言等については、常にチェックを行い、誤りや不審を持たれることのないよう心がけられたい。内部牽制体制の形骸化が疑われるような事例もいまだ僅少ながら見られ、適正な事務処理等の確保に向け、事務フローやリスクの検証を定期的に行い、内部統制の強化を図られたい。

第4、事務報告書については、おおむね適切にまとめられているが、事務事業の羅列や不明確な表現も一部見られ、説明責任を十分果たしているとは言い難い。副題にあるように、事務報告書は主要施策の成果説明書であり、事業計画と実施結果についての検証、評価も含め、分かりやすい事務報告となるよう配慮されたい。

第5、主要財政指標の推移については、5ページにあります表2のとおりであるが、実質公債費比率の3か年平均は、平成30年度に比べ0.4ポイント増加して6.2%、単年度では同じく1.4%増加し7.0%であった。将来負担比率は、平成30年度の53.7%から69.0%へ15.3ポイント増加しており、地方債現在高の増加と充当可能基金の減少がその主な要因である。経常収支比率は、平成30年度89.4%から89.5%へ0.1ポイント上がっている。これは、分母となる経常一般財源収入が前年度比7,400万円増加したものの、分子となる経常一般財源支出も前年度比7,000万円増加したためである。経常収支比率の悪化は財政の硬直化に直結するものであり、持続可能な財政に向け、事業の見直しを含めた、より効果的な財政運営に努められたい。

第6、第3次吉賀町行財政改革プランは、令和2年3月末をもってその実施期間が終了し、その総括を受け、令和2年度から令和6年度を期間とする第4次行政改革計画、財政健全化計画が策定された。そのうち行政改革計画では、取組事項として、事務事業の見直し、組織機構と人事管理の改革等が上げられている。地方自治法及び地方公務員法の改定により、令和2年度より従来の特別職非常勤職員、臨時的任用職員の大半が会計年度任用職員へ移行することとなり、その

人数は令和2年3月末現在161人である。事務事業の増加、行政ニーズの多様化による組織の拡大は避けられないものではあるが、一方では、肥大化による非効率的な行政運営となる危険性も常に併せ持っている。事務事業の見直し、考課制度活用等における人材育成、効率的組織機構の整備等を通じ、組織統治の強化に一層努められたい。

第7、地方公会計は、正確な行政コストの把握や公共施設マネジメントの活用を通じて財政の効率化、適正化を図るとともに、住民や議会、外部に対して分かりやすい財務情報を開示し、説明責任を果たすことを目的としており、財政のみならず全ての事務執行に関わってくる。しかしながら、財務諸表の作成が翌々年度にずれ込む等、所期の目的を果たすには至っていない。公会計による財務情報は、中長期の財政計画には不可欠であり、第4次行財政計画の取組方針にも示されている財政マネジメント強化、ファシリティマネジメント等に向けた強力なツールとなるものであり、財務諸表の活用に向けた環境整備を早急に進められたい。

第8、自治振興と公民館活動の活性化に向けて担当部局の協議が開始され、平成31年度は、公民館のあり方や行政との関わり方について一定の方向が示されている。地域の実情に応じた自治組織のあり方や公民館の事業見直し等については、令和2年度以降の協議とされているが、地区、地域により現状、課題は様々であり、地域の活性化に向けた道のりは決して平坦ではない。現行の自治会活動、自治振興交付金制度等の徹底的な検証を行うと同時に、在住外国人の増加といった環境の変化等も考慮に入れ、達成可能な目標に向けた戦略を明確にし、住民自身による自治の振興を図られたい。

第9、指定管理施設については、施設の老朽化に伴う維持管理費等の増大が懸念されるが、温泉・スポーツ施設等、誘客や交流人口を拡大につながる施設も少なくない。適切で効率的な管理運営が行われるよう管理や経営状況の検証を不断に行うとともに、他の交流事業やイベント等の有機的連関を通じ、にぎわいと活力にあふれた地域づくりに向け、一層の取組の強化を図られたい。

第10、地方創生については、令和元年6月のまち・ひと・しごと創生基本方針2019の閣議決定を受け、国による第2期、2020年から2024年度ですが、総合戦略が策定されることとなった。吉賀町では、総合振興計画の計画期間に併せて、第1期総合戦略を期間延長2年間し、実行施策等の見直しや追加を行うものの、数値目標及び基本目標の変更は行わないこととしている。実行施策のうち重要業績指標（KPI）をクリアした事業もあるが、基本目標に届いていない事業も多い。計画期間の延長を機に、実行施策の更新、追加を行うとともに、PDCAサイクルを確実に実行し、子どもを育み、子どもと共に発展するまちを目指して、一層の事業の展開に努められたい。

第11、吉賀町の人口は依然減少傾向が続いているが、社会動態で見ると、平成27年以降、

平成29年を除き、転入数が転出数を上回る社会増となっている。平成31年度も転入292人に対し、転出は227人で、65人の増となっている。これは、技能実習生ほか外国人の転入が増えていることが大きく影響をしており、令和2年3月31日現在、外国人登録者は218人と、前年度より60人増えている。音声通訳機の関係者への貸与や多言語での案内等を行っているが、今後、在住外国人が安心して暮らせる生活環境に向け、企業や地域関係者と連携しながら全庁をあげて取り組み、多様性に富んだ真の多文化共生社会の実現に邁進されたい。

以上、決算書、財務諸表、行財政執行状況及び経営管理等の審査に当たっての意見を申し述べ、平成31年度の決算審査意見とする。御多忙の中、多くの資料を提供いただき、調査やヒアリングに協力いただいた職員の方々に深く感謝の意を表したい。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 以上で、上田代表監査委員さんからの各会計の決算審査意見についての報告をいただきました。

これから質疑を行います。この質疑については一括に上程をいたしましたので、一般会計と特別会計を含めた一般会計等と、ただいまの決算審査意見について一括に質疑を行いますので、冒頭に会計名を述べて発言をお願いいたします。

質疑については、上田代表監査委員も同席されております。併せて質疑を認めます。質疑はありませんか。1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） 代表監査委員さんにちょっとお聞きしたいことがあります。これから私たちの決算認定することになるわけですが、その中で審査の方法ということで、この試査を、143件を抽出審査としたというふうになっておりますが、この143件の抽出した条件といたしますか、各課にわたっているのか、項目にわたっているのか、どういったことに重点を置いたのか、そうした試査についての注意事項がありましたら教えていただきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 上田代表監査委員。

○代表監査委員（上田 重夫君） 特に原則というのはございませんが、監査を始めるに当たって、事務報告書を最初よく精査します。それから新しい事業、それから大きな事業、それから気になった事業、そういった観点から試査を抽出するわけですが、原則こうであって、これに引かかる分は抽出して徹底的に調べるということではございません。いわゆる前年度と比べて非常に大きな事業であったりだとか、極端に少なくなった事業だとか、いわゆる金額の大きい事業であったりとか、新規事業であったりとかいう部分について試査するということではございます。これは監査委員同士の合議ということでなしに、それぞれの監査委員がそれぞれ抽出してやるということではございまして、監査委員会全体で監査の方針としてこういうのをやりますよということではございません。参考にならないかもしれませんが。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 共通事項に関する監査状況ということなのですが、ページ数でいきますと37、8。その中で、未納額、不納欠損というのが一般会計と特別会計とそれぞれあるんですけども、そうした中で、これは監査委員もしかり、決算委員会の皆さんもしかりなのですが、毎年のように未収納を徴収するの手立てとといいますか、そういう方法をしっかりやって、税の公平負担と善意の納税義務者に悪影響を及ぼさないということをお願いしたいということなんですけども、この中でも徴収困難な債権については、債権回収部門を設置する等を検討すると書いてありますが、随分前に設置委員会ではなかったような気がします、ある人を雇用して取り立てというか、集金部門を設けたことがあるんですよ。その当時と今と回収率がどうなんかわゆることは、ちょっと比較検討をして、資料がありませんが、やはり監査の意見でもありますように、やはり善意の納税者に与えることと、やはり資金ショートもしませんし、どんどん集金が入ってくればですね。その辺と、これも一例なんですけども、住宅改修とか何かしますと、補助金というのが出る仕組みになっているんですよ。そうしたところが、先般6月でしたか、町民の方が10年前の水道代払っていないから補助金が出されないというようなケースがあって、相談を受けたんですけども、昨年も同じようなケースがありまして、この決算と因果関係があると思って聞くんですけども、そういったとき、やはりもうちょっと町のほうも執行体制のほうを、意見を述べるばかりで、なし崩しになっちゃ駄目と思うんですけども、その辺を代表監査としてもうちょっと具体性を明記して執行していただけるよう努力をしてほしいと思うんですけども、いかがですか。

○議長（安永 友行君） 上田代表監査委員。

○代表監査委員（上田 重夫君） 監査は監査の立場がありますんで、執行部にこうせい、ああせいということではできませんが、これを書きましたのは、課によっては時間外に督促に出向いたりとか、いろんな取り組みをやっているわけですね。非常に職員の負担にもなりますし、大体勤務時間終わってから歩くわけですから、それについても例えば、督促したらすぐ払ってくれるようなケースならいいんですが、なかなかそういうケースばかりじゃないようなんで、できればそういったセクションをつくって、専門的に回収するよう考えたらどうかということは提言している。ただ、担当課長なんかいいますと、令和2年度については、各債権の洗出しを全部やって、一応職員で、いわゆる滞納部分については、収納に向けた取り組みを強化していくと言っておりますので、それ以上にお前らやってもつまらんけ、新しいのをつくったらどうかということは言えないと思いますんで、ただ、その状況を見ながら、例えば、先ほど言われましたように、何年か続いておりますので、状況が。じゃあ、非常に徴収困難な事例については、やっぱりそういったセクションでやるということも一つの選択肢でないかということで、今回監査で書いたということ

でございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑なしと認め、これで質疑は終わります。

ここでお諮りをします。ただいま議題となっております日程第6、認定第1号から日程第14、認定第9号については、決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、したがって、日程第6、認定第1号から日程第14、認定第9号については、決算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定をいたしました。

ここでお諮りをします。決算審査特別委員会の委員につきましては、総務、経済各常任委員会から3名ずつ、合計6名の委員で構成することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。したがって、決算審査特別委員会の委員につきましては、総務、経済各常任委員会から3名ずつ、合計6名の委員で構成することに決定をいたしました。委員は、後日、各常任委員会から選出していただき、委員長、副委員長も互選により選出をしていただきます。

日程第15. 報告第2号

○議長（安永 友行君） それでは、関連でございますので、日程第15、報告第2号健全化判断比率及び資金不足比率についての報告を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、報告第2号健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成31年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を、監査委員の意見をつけて次のとおり報告する。令和2年9月8日提出、吉賀町長岩本一巳。

まず、健全化判断比率でございます。実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、該当はございません。それから、実質公債費比率は6.2、将来負担比率は69.0でございます。

なお、それぞれの項目の括弧書きにつきましては、下の注意書きにございますように、早期健全化の基準を示すものでございます。いずれもそれに該当するものではございません。

続きまして、資金不足比率でございます。ここに書いてあります特別会計それぞれについて、

該当がないということでございます。

詳細につきましては、担当いたします総務課長のほうから御説明申し上げますので、よろしく
お願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、報告第2号健全化判断比率及び資金不足比率の報告について説明を申し上げたいと思います。参考資料を用いて説明をいたします。ページは12ページからでございます。お開きいただければと思います。次の13ページに見ていただければと思います。参考資料13ページのちょうど中段のところですよ。

実質赤字比率という括弧書きがあるかと思いますが、そのところを御覧ください。この実質赤字比率でございますが、一般会計等における実質赤字額の標準財政規模に対する比率ということで、その下にその算定式を記載しております。平成31年度決算におきましては、実質収支が黒字でありまして、算定の結果、実質赤字比率は生じません。このため、なしということで、ハイフンで表示をいたしておるところでございます。

それから、その下の連結実質赤字比率でございます。これは、全ての会計の決算額を合算し、地方公共団体全体を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率ということでございます。その算定式については、その下の四角囲みに記載しております。平成31年度決算におきましては、全会計を対象とした実質収支が黒字でございます。算定の結果、連結実質赤字比率は生じないということでありますので、なしということで、ハイフンで表示をしているというところでございます。

資料、次のページに進んでいただきまして、14ページの上段です。実質公債費比率でございます。一般会計等が負担する元利償還金と準元利償還金の標準財政規模に対する比率ということで、3か年の平均を使用しているということで、その下に四角囲みで算定式を記載をさせていただきました。今回算定いたしました実質公債費比率は、平成29年度から平成31年度の3か年の平均となっております、結果といたしまして6.2%ということでございます。早期健全化基準の25%を下回っているというところでございます。

資料ちょっと飛んで申し訳ないんですけども、20ページのほうをもう見ていただきますと、こちらのほうに実質公債費比率のこれまでの推移を記載をしたものを載せております。見どころといたしましては、下から5段目のところですよ。こちらに実質公債費比率3か年平均というところでの推移を記載をしておりますので、見ていただければというふうに思います。

すいません。またお戻りいただきまして、資料14ページでございます。中段のところ、将来負担比率でございます。一般会計等が将来的に負担する負債額から、その償還に充てることができる基金等を控除した額の標準財政規模に対する比率ということで、算定式については、その四

角に記載のとおりでございます。

それから、その下の記載ですけれども、将来負担額については、次の①から⑧の合計額ということで計算をしていくというものでございます。そこの一番下の行ですけれども、算定の結果、比率は69.0%ということになります。早期健全化基準と言われるものが350.0%ということですので、この数字を下回っているというところで見ただけだと思います。

誠にすいません。また資料飛んでいただいて、今度はまた21ページのほうを御覧ください。資料21ページについては、今申し上げた将来負担比率のこれまでの推移について記載をさせていただきました。見どころといたしましては、下から5行目のところ、ここに将来負担比率の数値の記載をしておりますので、御確認いただければというふうに思います。

すいません。また資料はお戻りください。14ページです。14ページの下ですけれども、資金不足比率でございます。水道や下水道といった公営企業会計における資金不足額の公営企業の事業規模である料金収入に対する比率ということで、その下に算定式として四角の中に表を記載しております。水道、小水力発電、下水道、農業集落排水の各事業における収支が黒字でございますので、算定の結果、資金不足比率は生じません。なしということでございまして、ハイフンで表示をいたしておるといふ、こういうことでございます。

以上で、報告第2号についての説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） 以上で提案者の詳細説明が終わりましたが、ここで上田代表監査委員さんから財政健全化審査意見及び資金不足比率審査意見の報告を求めます。上田代表監査委員。

○代表監査委員（上田 重夫君） それでは、先ほど読み上げました審査意見書の最後のほうを開いていただきたいと思います。同じく8月26日に、吉賀町長宛てに意見書を提出しております。それを読み上げまして報告とさせていただきます。

平成31年度吉賀町財政健全化審査意見書。

地方公共団体の財政健全化に関する法律第3条第1項の規定により、審査に付された平成31年度吉賀町財政健全化判断比率について審査したので、その結果について、別紙のとおり意見書を提出いたします。

ページをはぐっていただきたいと思います。

1、審査の概要、この財政健全化審査は、平成31年度決算に基づき、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2、審査の結果、(1) 総合意見、審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

表を御覧いただきたいと思います。(2) 個別意見、(ア) 実質赤字比率について、平成31年度

実質赤字比率は収支が黒字であるため、数値は示されていない。(イ) 連結実質赤字比率については平成31年度連結実質赤字比率が収支が黒字であるため、数値は示されていない。(ウ) 実質公債費比率について、平成31年度の実質公債費比率は6.2%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っている。(エ) 将来負担比率について、平成31年度の将来負担比率は69.0%となり、平成30年度に比し15.3ポイント上がっているが、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを大きく下回っている。

3、是正改善を要する事項、特に指摘すべき事項はない。

以上でございます。

次に、吉賀町特別会計等資金不足比率審査意見書でございます。

平成31年度吉賀町特別会計等資金不足比率審査意見書。

地方公共団体の財政健全化に関する法律第22条第1項の規定により、審査に付された平成31年度吉賀町特別会計等資金不足比率について審査したので、その結果について別紙のとおり意見書を提出いたします。

次のページをご覧ください。

1、審査の概要、この資金不足比率審査は平成31年度決算に基づき、町長から提出された資金不足判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2、審査の結果、(1) 総合意見、審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(2) 個別意見、(ア) 水道事業会計について、平成31年度の資金不足比率は不足額がないため、数値は示されていない。(イ) 小水力発電事業特別会計について、平成31年度資金不足比率は不足額がないため、数値は示されていない。(ウ) 下水道事業特別会計について、平成31年度の資金不足比率は不足額がないため、数値は示されていない。(エ) 農業集落排水事業特別会計について、平成31年度の資金不足比率は不足額がないため、数値は示されていない。

3、是正改善を要する事項、特に指摘すべき事項はない。

以上でございます。

○議長(安永 友行君) 以上で提案者の報告が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(安永 友行君) 質疑なしと認め、本案は報告をもって終了といたします。

上田代表監査委員さんは退席されて結構です。御苦勞でございました。

日程第16. 議案第59号

○議長（安永 友行君） それでは、引き続き日程第16、議案第59号益田地区広域市町村圏事務組合規約の変更についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、議案第59号益田地区広域市町村圏事務組合規約の変更についてでございます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、益田地区広域市町村圏事務組合規約を別紙のとおり変更することについて議会の議決を求める。令和2年9月8日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、担当いたします企画課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 企画課の深川でございます。ただいま議題となりました議案第59号益田地区広域市町村圏事務組合規約の変更についての詳細説明をいたします。

本案につきましては、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、同組合益田地区広域市町村圏事務組合から協議を求められたもので、ふるさと市町村圏計画の策定等に関する事務及び当該基金を廃止し、益田圏域の振興に係る広域的な事業の実施に係る事務を、同組合で共同処理するための所要の変更を行う規約でございます。同法第290条の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものでございます。

参考資料の23ページをお開きください。新旧対照表を記載しておりますので、まず、変更の内容について説明させていただきます。

第3条1号及び2号において、ふるさと市町村圏計画に係る表記の削除を行うこととしております。また、10号に記載されておりました地域活性化総合特区に関する事務を2号に移動しまして、あわせて第11条の事業分担金に2号を加えるものでございます。いわゆる総合特区に関する事業分担の規定でございます。

それで、第12条の基金に係るものは、全て削除することとしております。

続きまして、参考資料の25ページをお開きください。これにつきましては、広域事務組合議会の全員協議会で示されている経過等の資料を添付しております。平成2年9月に本圏域がふるさと市町村圏に選定され、基金事業の条例を制定し、計画を策定したところでございます。中段に基金の状況としておりますのが、平成30年末現在の基金の残高でございます。現在の3市町合わせて9億円の内訳を掲載しております。

25ページ後段には、基金を廃止する理由ということで、全員協議会で検討をされた内容とな

っております。

手続につきましては、参考資料の28ページを御覧ください。関係3市町の議会で今回の議案が議決された後に、広域事務組合から島根県へ許可の申請を行うこととなっております。

以上で、議案第59号の詳細説明といたします。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） この基金のことですが、基金つくって、新しい庁舎を造るということになつておりますが、この庁舎の位置とはどうなって……。地区本部の消防庁舎の。

○議長（安永 友行君） 消防。

○議員（5番 中田 元君） はい。位置というのは、もう決定したのか。候補地が二、三あったかと思うんです。その辺を。いかがなもんですかね。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） お答えをさせていただきます。

消防の庁舎の件につきましては、今、消防の関係者と、それから私と、それから、各市町の財政の担当課長で消防庁舎の検討委員会というのでございまして、その中で今4か所ぐらい候補地がありまして、その中から順次絞って、2か所に絞ったんですけども、おおよそそのうちで1か所に選定していこうということで、今手続を取っておるところでございまして、まだ最終な決定ということには至っておりませんが、ほぼほぼ固まるんじゃないかというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですが、日程第16、議案第59号益田地区広域市町村圏事務組合規約の変更についての質疑は、保留をしておきます。

ここで昼休み休憩といたします。ちょっと早いので、議員の皆様においては、今朝ほど言いました決算審査特別委員会の委員の選出をしていただいたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

休憩します。

午前11時44分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、午後の会議を開きます。

日程第17. 議案第60号

○議長（安永 友行君） 日程第17、議案第60号吉賀町真田グラウンド・吉賀町交流研修センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、議案第60号吉賀町真田グラウンド・吉賀町交流研修センターの指定管理者の指定についてでございます。吉賀町真田グラウンド・吉賀町交流研修センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めます。令和2年9月8日提出、吉賀町長岩本一巳。

1、指定管理を行わせようとする公の施設の名称、吉賀町真田グラウンド・吉賀町交流研修センター。

2、指定管理者となる団体の名称、住所、吉賀町六日市965番地1、名称、一般社団法人スポーツクラブSparkle Star、代表者、代表理事岩本明彦。

3、指定の期間、令和3年4月1日から令和6年3月31日まででございます。

詳細につきましては、所管いたします総務課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、議案第60号吉賀町真田グラウンド・吉賀町交流研修センターの指定管理者の指定について説明を申し上げます。

参考資料を用いまして説明をしたいと思います。資料ページは29ページをお開きいただければと思います。

資料の29ページ、1番に指定期間ということで最初に書かせていただきました。前段の部分は、町の基本的な考え方、方針について書いておるところです。

それから、米印のところを見ていただければと思います。吉賀町真田グラウンド・吉賀町交流研修センターの指定期間につきましては、平成31年度から指定管理者制度の運用開始すること、それから照明設備を新設したことにより、電気料の過去の実績がないことから、平成31年度と令和元年度の2年間ということでこれまで指定したというところでございます。

令和3年度からの指定期間については、他の指定管理施設の終期に合わせ、令和5年度までの3年間ということで、これまで指定管理者の指定手続を進めてきたという、こういうことでございます。

その選定経過について、2番目に書いております。まず（4）に飛んでいただきますと、選定委員会開催状況ということで、6月19日に選定委員会第1回目を開催いたしました。その中で選

定スケジュールあるいは募集要項の内容等について協議をしていただいたということでもあります。その協議結果をもって（１）の公募に移ったと。公募期間につきましては、令和２年６月２２日から８月４日までの期間でございました。

（２）現地説明会ですけれども、７月９日ということで設定はいたしておりましたけれども、参加団体はございませんでした。

（３）応募者数です。１団体の応募があったということでございます。

こうしたことを経まして、（４）の②８月１９日ですけれども、第２回目の選定委員会ということで、提出された書類の審査、それから実際に申請者にお運びいただきまして面接審査を行っていただいたところでございます。

その結果といたしましては、次の（５）選定結果ということで、指定管理候補者については、先ほど町長が申し上げた団体ということでございます。

②に選定理由を記載しております。選定の結果、申請者は１団体であったが、応募資格及び財務状況等に不適切な項目は見当たらず、申請者は吉賀町真田グラウンド・吉賀町交流研修センター施設の役割機能を果たしていく上で適当と判断された。

また、指定管理料の提示額は、３年間で総額１,３０８万円、消費税及び地方消費税抜きであった。

上記の結果、申請者、一般社団法人スポーツクラブ Sparkle Star を指定管理者の候補として選定をしたということでございます。

点数評価をいたしておりますけれども、採点結果といたしましては７００点満点中４５０点ということございました。

めくっていただきまして、３０ページです。指定管理料について記載をいたしております。上の（１）については指定管理料の基準額でございます。

それから（２）については指定管理料、それから（３）には平成３１年度と令和２年度の指定管理料について参考として記載をさせていただいておるところでございます。

以上で説明を終わります。どうかよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですが、日程第１７、議案第６０号吉賀町真田グラウンド・吉賀町交流研修センターの指定管理者の指定についての質疑は保留をしておきます。

日程第１８．議案第６１号

○議長（安永 友行君） 日程第18、議案第61号吉賀町空家等対策協議会設置条例の制定についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、議案第61号吉賀町空家等対策協議会設置条例の制定についてでございます。吉賀町空家等対策協議会設置条例を制定したいので、地方自治（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき議会の議決を求める。令和2年9月8日提出、吉賀町長岩本一巳。

なお、この件につきましては、去る9月1日開催の全員協議会のほうで例規の内容を含め、それから今後の内容につきましても詳細の説明をさせていただいたところがございますので、本日の上程に当たっての説明については割愛をさせていただきたいと思っております。どうかよろしく願います。

○議長（安永 友行君） ただいま町長が述べたように詳細説明はしません。

提案者の提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですが、日程第18、議案第61号吉賀町空家等対策協議会設置条例の制定についての質疑は保留をしておきます。

日程第19、議案第62号

○議長（安永 友行君） 日程第19、議案第62号吉賀町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、議案第62号吉賀町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてでございます。吉賀町手数料徴収条例（平成17年吉賀町条例第70号）の一部を別紙のとおり改正する。令和2年9月8日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします税務住民課長のほうから御説明申し上げますので、よろしく願います。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。榎木税務住民課長。

○税務住民課長（榎木 昭典君） それでは、議案第62号吉賀町手数料徴収条例の一部を改正する条例について詳細説明をさせていただきます。

本議案は、個人番号が記載されております通知カードが廃止になったことによりまして、吉賀町手数料徴収条例の一部を改正する条例案でございます。

議案及び参考資料の31ページを御覧ください。

本町の手数料条例では、3種類のカードにつきまして、交付または再交付手数料をそれぞれ定めておりましたが、通知カードが令和2年5月25日に廃止となりましたので、それに伴い手数料条例より削除をします。また併せて住民基本台帳カードにつきましても廃止となりましたので、同表の住民基本台帳カードの交付及び再交付手数料についても削除したいと思います。

以上で、説明を終わらせていただきます。御審議の程よろしく申し上げます。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですが、日程第19、議案第62号吉賀町手数料徴収条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

日程第20. 議案第63号

日程第21. 議案第64号

○議長（安永 友行君） 日程第20、議案第63号吉賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。失礼しました。日程第20の議案第63号と日程第21の議案第64号については、一括上程をさせていただきます。失礼いたしました。よろしく申し上げます。

それでは、日程第20並びに日程第21についての提案理由の説明を求めます。

岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、議案第63号並びに64号につきまして一括で上程をさせていただきます。

まず、議案第63号吉賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。吉賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年吉賀町条例第17号）の一部を別紙のとおり改正する。令和2年9月8日提出、吉賀町長岩本一巳。

続きまして、議案第64号吉賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。吉賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年吉賀町条例第18号）の一部

を別紙のとおり改正する。令和2年9月8日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管をいたします保健福祉課長のほうから、いずれも詳細な説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、議案第63号と議案第64号について、担当課長よりの詳細説明を求めます。永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） それでは、議案第63号と64号の詳細説明をさせていただきます。定例会資料の32ページ、33ページをお開きいただきたいと思います。

このたびの条例改正ともに国の法改正、基準改正等々に伴うものでございます。

まず、第63号のほうの吉賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例につきましては、国の基準改正がございまして、この中で小規模保育事業所並びに保育所型事業所内の保育事業所等の保健師の配置する数の算定に当たっての考えを示してこれまで運用してまいりましたが、こちらの算定に当たっては、保健師以外の職種であっても1人に限り保育士とみなすことができるという運営で――規定で運営を――みなしておりました。このたび国の基準が改正をされまして、これまでその保健師、看護師であった部分に准看護師が追加をされるということから、関連します部分について准看護師を付け加え――加えさせていただく内容の条例改正となっております。

続きまして、議案第64号につきましては、こちらにつきましては特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例ということで、それぞれの条例の中にあります定義でございますが、第2条の第23号のところ特定地域型保育事業、こちらの定義を規定しております法律が、現行は法第43条第3項とありましたが、国の根拠法令が改正になりまして、こちらの条項が繰り上げになっておりますので、ここの部分が第43条第2項に規定をされたということで、こちらのほうを修正させていただく内容となっております。

以上で、詳細説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、議案第63並びに64号の詳細説明が終わりました。

これより両議案について質疑を許します。質疑はありませんか。

11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 准看護師も保育の業務に当たることができるようにするというものでありますけれども、そのために必要な保育に関する知識等を身につける場として県のほうも対応しなければいけないとありますが、現状においてどのような形で保育についての研修が受けられる体制がとられているのか。

また、常にそういう研修を受けられる場が設定されているとは考えづらいので、どういう場合にそういう研修をする場を設けるようになっているのか、その点についてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをいたします。

このたびの条例改正によりまして、准看護師が保育士ということで従事することができるようになるということですが、ただ御指摘のとおり准看護師でございますので、保育に関する部分についてはまだ十分な知識等々、必要な知識等々が修得されてないということが想定されますので、議員おっしゃるとおりに研修の場を充実していく、確保していくといったところは非常に重要であろうというふうに思っております。そういった中で、県の開催する研修会等々に積極的に参加をする場合については研修費用の助成でありますとか、あるいは直営の場合はこちらの事業主体として確保して、そういった研修の機会を受ける場を設定をしていきたいというふうに考えております。

ただ、おっしゃるとおり、現在、准看護師が従事をしているというようなケースは町内の所ではございませんので、想定はしていないんですけれども、今後、保育士不足等々が生じた場合、そういった方々に当たっていただくというところについては、やはり期間を置かずに速やかにそういった形の研修等々に参加できるような形を県等と、また御指導等々いただきながら、こちらとしても速やかに確保ができるよう努力をしまいたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですが、日程第20、議案第63号並びに日程第21、議案第64号については質疑を保留をしておきます。

日程第22、議案第65号

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第22、議案第65号令和2年度吉賀町興学資金基金特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、議案第65号令和2年度吉賀町興学資金基金特別会計補正予算（第1号）であります。令和2年度吉賀町興学資金基金特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ252万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,509万円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款

項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和2年9月8日提出、吉賀町長岩本一巳。

めくっていただきまして、1ページ、第1表の歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入でございますが、款3繰入金、項1基金繰入金1,080万円から252万円を減額いたしまして、828万円でございます。これに伴います歳入合計は1,761万から252万円を減額し、1,509万円でございます。

2ページは歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費1,761万円から252万円を減額し、1,509万円でございます。

なお、歳出の合計につきましても同額となっております。

3ページの事項別明細書以降につきましては、所管いたします総務課長が御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、議案第65号令和2年度吉賀町興学資金基金特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げたいと思います。

予算書につきましては、6ページをお開きいただければと思います。

それから、予算書の内容に入ります前に、参考資料34ページに触れさせていただきたいと思っております。参考資料の34ページ、タイトルといたしましては、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた事業見直しということで、本日の冒頭の町長挨拶の中にもありまして、6月の定例会において、年度途中ではありますけれども予算について見直しを行うという、こういうお話をさせていただき、その作業を進めてまいりました。その結果をここにまとめておるというものでございます。

中程の表を見ていただきますと、事業見直しによる補正予算額7,368万7,000円の減額、その下に一般会計、特別会計それぞれの額を記載をしているということでございます。

それから、一般会計あるいは特別会計ということで、その額について記載をし、さらに34ページが一番下ですけれども、3、主な見直し事業ということで、減額なりをさせていただいた事業について、その内容について記載をいたしたところでございます。それで、この後、順次上程いたします特別会計、それから一般会計につきましては、この内容が反映されてくるということで、最初に説明をさせていただいておきたいと思っております。

なお、資料のこの減額の数字ですけれども、予算書に出てくる数字と必ずしも一致するものではございませんので、あらかじめお伝えをしておきたいと思っております。

それでは、すみません、予算書に戻っていただきまして、6ページでございます。総務費、総務

管理費、1一般管理費、003貸付金、興学資金基金貸付金252万円の減額でございます。これにつきましては、当初の貸付見込み人数といたしましては12人分ということで予算計上いたしておりましたけれども、結果として貸付に至った方については5名ということになりました。したがって、7人分を減額をさせていただくという、こういう内容でございます。

予算書1ページ戻っていただきまして、今度5ページです。今申し上げました歳出の減額に合わせる形で繰入金を減額をするということ、同額を減額をするという、こういう内容でございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですが、日程第22、議案第65号令和2年度吉賀町興学資金基金特別会計補正予算（第1号）の質疑は保留をしておきます。

日程第23. 議案第66号

○議長（安永 友行君） 日程第23、議案第66号令和2年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、議案第66号令和2年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）でございます。令和2年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ796万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億9,336万9,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和2年9月8日提出、吉賀町長岩本一巳。

めくっていただきまして、第1表は歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入でございます。款1国民健康保険税、項1国民健康保険税1億1,122万1,000円から695万6,000円を減額し、1億426万5,000円、款6県支出金、項1県負担金・補助金6億6,871万円から382万8,000円を減額し、6億6,488万2,000円、款8繰入金、項1他会計繰入金1億1,347万6,000円から350万9,000円を減額し、1億996万7,000円、2、基金繰入金、補正額ゼロに対しまして600万円を追加し、60

0万円、款9繰越金、項1繰越金1,000円に対し32万9,000円を増額し、33万円でございます。これに伴う歳入合計9億133万3,000円から796万4,000円を減額し、8億9,336万9,000円になるものでございます。

続きまして、2ページは歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費1億813万4,000円から753万7,000円を減額し、1億59万7,000円、款8保健事業費、項2特定健康診査等事業費632万9,000円から40万円を減額し、592万9,000円、款11予備費、項1予備費965万3,000円から2万7,000円を減額し、962万6,000円でございます。これに伴います歳出合計でございますが、9億133万3,000円から796万4,000円を減額し、8億9,336万9,000円になるものでございます。

事項別明細書以降につきましては、所管いたします保健福祉課長が御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 失礼いたします。

それでは、議案第66号令和2年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の詳細説明をさせていただきます。予算書の7ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳出からでございます。総務費、総務管理費、一般管理費の002一般管理事務費でございます。普通旅費につきまして18万1,000円の減額でございます。これは新型コロナの関係等々によりまして、参加を予定しておりました会議等々が中止に伴う部分の旅費の減額でございます。それから印刷製本費につきまして30万円の増でございます。こちらにつきましては、当初予算に計上させていただきました国保保険料の都道府県化に伴いまして、現在県下統一の新システムに移行する準備を進めてございます。そちらのほうを今後使つての運用というふうな形になってまいりますけれども、現在使っております保険証や、あるいは入院時に使っていただきます負担の限度額証等々の様式が、現行の物がちょっと使えずに、レイアウトのほうを変更し、新たに印刷をしなければならないという事態が発生してまいりましたので、その部分に必要な保険証でありますとか限度額証の印刷製本費ということで30万円を計上させていただいております。

続きまして、連合会負担金でございます。765万6,000円の減額でございます。こちらにつきましては先程お話ししました当初予算で計上させていただきました県下統一の事務処理システム、こちらのほうの導入に向けた作業を進めておりましたが、導入されますシステムの内容につきまして、県下統一のような形の物が、標準的な物が示されておるわけなのでございますけれども、実際今後この部分を運用していく上で吉賀町の保険者には不要な部分、そういった部分を

精査をさせていただきました。

具体的に申しますと、例えば賦課業務につきましては、賦課の際に用います部分、3方式、吉賀町については所得割と均等割、平等割等々といった3方式を用いておるわけなのでございますけれども、実際その部分につきまして資産割等々について対応できるようなパッケージとなっておりますので、そういった部分については吉賀町に不要でございますので、そういった部分を精査をさせていただき、このたび765万6,000円の部分に減額が見込めるということになりましたので、こちらのほうを減額をさせていただき内容となっております。

それから、保健事業費、特定健康診査等事業費でございます。こちらについても40万円の減額でございます。業務運営関係の委託料ということで、基本的に国保の被保険者の方々の人間ドックの委託料でございますけれども、当初、医療機関のほうに90人を想定をしておったところなんですけれども、年度初め等々から募集を行いましたところ、実際90名を予定をしておったところが70名のところにとどまっているというようなところがございまして、20名分について減額をさせていただいておるところでございます。

それから続いて、5ページのほうを御覧をいただきたいと思っております。歳入でございます。

まず、国民健康保険税でございます。一般被保険者国民健康保険税医療給付分、介護給付分、後期高齢者支援分の現年度分についてでございます。それぞれ減額をさせていただきまして、695万6,000円の減額の補正となっております。こちらにつきましては、4月に保険税の本算定のほうをさせていただきまして、それに基づくそれぞれの区分ごとの調定が確定をいたしましたので、その部分について当初予算よりも被保険者数の減少等の理由から、当初予算額よりも調定額が下がったというようなところからの減額の補正をさせていただいておるものでございます。

それから続きまして、中段の県支出金、県負担金・補助金でございます。特別調整交付金分ということで、こちらは歳出のほうで申し上げました県下統一のシステム導入、ここの部分の経費につきましては、特別調整交付金として2分の1が助成をされるということでございますが、先程、委託料のほうを765万6,000円減額させていただきましたので、この部分の2分の1の特別交付金が、歳入分が減額となるため、こちらの382万8,000円を計上させていただいておるところでございます。

それから、先程の歳出のほうで申し上げました旅費の減額分あるいは印刷製本費の増額分、それと先程のシステム改修の町の負担分2分の1等々を含めまして、一般会計からの繰入金、こちらにつきましても350万9,000円の減額となるため、繰入金のほうを減額補正をさせていただいております。

そういったところから、歳入歳出で不足する部分が生じてまいりますので、国民健康保険の基金のほうから600万円ほど繰り入れをさせていただき、併せてなお不足する部分については歳

出の予備費の方を2万7,000円減額をさせていただくというような補正の内容となっております。

以上で、詳細説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですが、日程第23、議案第66号令和2年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の質疑は保留をしておきます。

日程第24. 議案第67号

○議長（安永 友行君） 日程第24、議案第67号令和2年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、議案第67号令和2年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）でございます。令和2年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ120万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,758万8,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和2年9月8日提出、吉賀町長岩本一巳。

まず、1ページは、第1表の歳入歳出予算補正でございますが、歳入でございます。

款4繰入金、項1一般会計繰入金1億8,231万7,000円に109万6,000円を追加し、1億8,341万3,000円でございます。款5繰越金、項1繰越金1,000円に76万1,000円を追加し、76万2,000円。款6諸収入、項2償還金及び還付加算金9万9,000円に4万5,000円を追加し、14万4,000円、款7分担金及び負担金、項2負担金70万円に対しまして、70万円皆減をいたしましてゼロ。これに伴います歳入合計2億4,638万6,000円に120万2,000円を追加し、2億4,758万8,000円とするものでございます。

2ページは歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費253万円に対しまして39万6,000円を追加し、292万6,000円。款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金2億4,374万2,000円に43万2,000円を追加し、2億4,417万4,000円。款3諸支出金、

項1 償還金及び還付加算金10万円に4万5,000円を追加し、14万5,000円。款4 予備費、項1 予備費1万4,000円に32万9,000円を追加し、34万3,000円でございます。これに伴います歳出合計は、2億4,638万6,000円に120万2,000円を追加いたしまして、2億4,758万8,000円となるものでございます。

詳細につきましては、所管いたします保健福祉課長のほうから事項別明細書以降、御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） それでは、議案第67号令和2年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）の詳細説明をさせていただきます。

予算書の6ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳出でございます。

総務費、総務管理費、一般管理費の一般管理事務費、まず3万4,000円の減額でございます。こちらにつきましても先程の国保と同じように新型コロナの影響によります会議等々が中止となりましたため、普通旅費と出張時の駐車場の利用料等々につきまして減額のほうをさせていただいております。

続きまして、健康診査事業費、こちらにつきましては43万円の増額でございます。先程、国保につきましても申し込みが少なかったための減額ということになりましたが、反対に後期高齢者のほうにつきましては助成申し込みが多くございまして、当初予算よりも15人の方から予定よりも多く申し込みがあったため、そちらのほうの助成をさせていただくため、43万円を増額をさせていただいております。

それから、続きまして中段の後期高齢者医療広域連合納付金でございます。43万2,000円でございます。こちらにつきましては令和元年度の出納閉鎖期間中に被保険者の方から納付していただきました保険料、こちらのほうを繰り越しをし、広域連合のほうに納付をしなければなりませんので、この部分の43万2,000円を計上させていただいております。

それから、諸支出金の償還金及び還付加算金、保険料等還付金でございます。4万5,000円でございます。こちらにつきましては、この間、被保険者の方々でお亡くなりになったり、あるいは所得更正等々によりまして保険料部分に変更が生じた方々への発生する還付金、こちらのほうを歳出予算ということで計上させていただいております。

それで、5ページのほうに行ってくださいまして、続いて歳入のほうでございます。繰入金、一般会計繰入金でございます。109万6,000円でございます。内訳といたしましては、先ほど一般管理事務費のほうで生じた旅費の減額分、それから人間ドックの助成の増額分、こちらとプラスいたしまして、後に説明させていただきますが、当初、予算におきましては後期高齢

者のほうで歳入を計上しておりました人間ドックの助成部分、こちらのほうを一般会計のほうに組替えをさせていただきまして、一旦、広域連合からの人間ドックの助成部分を一般会計のほうで受けさせていただき、事務費繰入金という形で特別会計、後期高齢者医療会計のほうに繰り出しをさせていただき形に組替えのほうを今回させていただいておるものでございます。そういったところで後ほど出てまいります分担金・負担金分の減額の70万円、こちらのほうが事務費の繰入れ分ということで入ってまいりますので、109万6,000円という金額になってまいりますところでございます。

それから、令和元年度の特別会計の繰越金76万1,000円、こちらのほうを計上させていただいております。あわせて、先ほど歳出のほうで説明をさせていただきました保険料の還付分4万5,000円、こちらについては既に広域連合のほうに納付済みでございますので、このたび歳出還付をいたします同額分を広域連合より受け入れるため歳入のほうに予算化をさせていただいておるものでございます。分担金・負担金の70万円の減額の部分については先ほど説明させていただいたものでございまして、そういったところで歳入歳出の差引きの結果、余剰分が発生します32万9,000円につきましては予備費のほうに計上させていただいておるものでございます。

以上で詳細説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。質疑がないようですが、日程第24、議案第67号令和2年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）の質疑は保留をしておきます。

日程第25、議案第68号

○議長（安永 友行君） 日程第25、議案第68号令和2年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして議案第68号令和2年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）でございます。令和2年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,136万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億7,394万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出

予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和2年9月8日提出、吉賀町長岩本一巳。

まず、第1表の歳入歳出予算補正でございます。歳入でございます。款8繰越金項1繰越金、1,000円に1,136万5,000円を追加いたしまして1,136万6,000円でございます。これに伴う歳入合計11億6,258万4,000円に1,136万5,000円を追加し11億7,394万9,000円でございます。

続きまして、2ページは歳出でございます。款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金、10万2,000円に対しまして554万円を追加し564万2,000円でございます。款7予備費、項1予備費、5万2,000円に対しまして582万5,000円を追加し587万7,000円でございます。これに伴う歳出合計11億6,258万4,000円に1,136万5,000円を追加し11億7,394万9,000円となるものでございます。

事項別明細書以降につきましては、所管いたします保健福祉課長が御説明申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） それでは、議案第68号の令和2年度介護保険特別会計補正（第3号）の詳細説明をさせていただきます。

予算書の6ページをお開きいただきたいと思います。こちらも歳出からでございます。諸支出金、償還金及び還付加算金でございます。国県支払基金への返還金ということで554万円でございます。こちらにつきましては、令和元年度の介護保険事業の実績報告を国、県に提出しております。その実績報告に基づきまして、国、県あるいは支払基金のほうから余分に交付がされた部分の精算に伴う返還分を予算化をさせていただいております。国分といたしまして292万5,000円、県として46万9,000円。過誤納等還付金とありますが、こちらは支払基金への返還分でございます。214万6,000円となっております。

続きまして、5ページのほうでございます。繰越金ということで、昨年度決算に伴います介護保険特会の繰越金1,136万5,000円でございます。こちらのほうを歳入で計上させていただいております。こちらのほうを財源といたしまして、先ほどの国県支払基金への返還金を差し引いた残りが582万5,000円となりますので、この部分については歳出のほうの予備費に充てさせていただき、給付費等不測の事態が生じた場合に対応させていただいたというような補正の内容となっております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 以上で提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） なしでよろしいです。質疑はないようですが、日程第25、議案第68号令和2年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の質疑は保留をしておきます。

日程第26. 議案第69号

○議長（安永 友行君） 日程第26、議案第69号令和2年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第69号令和2年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）であります。令和2年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,404万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和2年9月8日提出、吉賀町長岩本一巳。

第1表歳入歳出予算補正を御覧ください。まず、歳入でございます。款4繰越金、項1繰越金、1,000円に対しまして46万4,000円を追加し46万5,000円でございます。これに伴う歳入合計6,357万9,000円に46万4,000円を追加し6,404万3,000円となるものでございます。

2ページは歳出でございます。款1総務費、項1施設管理費、4,779万8,000円に46万4,000円を追加し4,826万2,000円でございます。これに伴う歳出合計は6,357万9,000円に46万4,000円を追加し6,404万3,000円となるものでございます。

事項別明細書以降につきましては、所管いたします柿木地域振興室長から御説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。山根柿木地域振興室長。

○柿木地域振興室長（山根 徳政君） 柿木地域振興室の山根でございます。

そうしますと、議案第69号令和2年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）の詳細について説明させていただきます。

まず、施設管理費、一般管理費の旅費でございます。コロナに伴います予定されておりました会議、出張が取りやめとなった関係で費用弁償、普通旅費合わせまして10万2,000円の減額。それから、小水力発電の管路について調査分析の委託料を組んでおりましたけども、入札減の50万円について委託料のほうを減額をさせていただくというところでありまして、それから、5ページに1つ戻っていただきまして、純繰越金のほうを46万4,000円、先ほどの減額と合わせ

まして6ページのほう、小水力発電事業基金の積立金ということで106万6,000円を計上させていただきますというところであります。

以上です。

○議長（安永 友行君） 以上で提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。質疑がないようですが、日程第26、議案第69号令和2年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）の質疑は保留をしておきます。

ここで10分間休憩します。

午後1時58分休憩

.....

午後2時11分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

----- . ----- . -----

日程第27. 議案第70号

○議長（安永 友行君） 日程第27、議案第70号令和2年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第70号令和2年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

令和2年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ96万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,971万5,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の総額は第1表歳入歳出予算補正による。令和2年9月8日提出、吉賀町長、岩本一巳。

第1表歳入歳出予算補正のまず歳入でございます。款5繰越金、項1繰越金1,000円に対しまして96万6,000円を追加し、96万7,000円。

これに伴う歳入の合計が1億9,874万9,000円、これに96万6,000円を追加し、1億9,971万5,000円でございます。

2ページは歳出でございます。

款4予備費、項1予備費10万円に対しまして96万6,000円を追加し、106万6,000

0円でございます。

これに伴います歳出合計1億9,874万9,000円に96万6,000円を追加し、1億9,971万5,000円でございます。

6ページを御覧をいただきたいと思えます。

今回の補正につきましては、繰越金の処理をするものでございます。これを予備費に計上するというものでございます。

したがって、6ページにありますように、4款予備費、1項予備費、目1予備費10万円に対しまして96万6,000円を追加し、106万6,000円でございます。

戻っていただきまして5ページでございます。その財源、歳入でございますが、5款繰越金、1項繰越金、目1繰越金1,000円に対しまして96万6,000円、繰越金補正いたしまして96万7,000円となるものでございます。

以上でございます。どうかよろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） 本件についての詳細説明はありません。

提案者の提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですが、日程第27、議案第70号令和2年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の質疑は保留をしております。

日程第28、議案第71号

○議長（安永 友行君） 日程第28、議案第71号令和2年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第71号令和2年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

令和2年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,154万3,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和2年9月8日提出、吉賀町長、岩本一巳。

1ページは、第1表歳入歳出予算補正であります。

まず、歳入でございます。

款1繰入金、項1他会計繰入金5,658万4,000円から8万9,000円を減額し、5,649万5,000円。

款5繰越金、項1繰入金1,000円に32万2,000円を追加し、32万3,000円でございます。

これに伴う歳入合計が7,131万円に23万3,000円を追加し、7,154万3,000円となるものでございます。

2ページは歳出でございます。

款1農業集落排水事業費、項1総務管理費161万6,000円から8万9,000円を減額し、152万7,000円。

款4予備費、項1予備費5万円に対して32万2,000円を追加し、37万2,000円でございます。

これに伴う歳出合計7,131万円に23万3,000円を追加し、7,154万3,000円となるものでございます。

事項別明細書以降につきましては、所管いたします建設水道課長より説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） それでは、議案第71号令和2年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の詳細説明をさせていただきます。

6ページをお開きいただきたいと思います。

002総務管理費でございます。8万9,000円の減額でございます。これにつきましては、普通旅費、これは新型コロナウイルス感染症に関しまして事業の精査をいたしました結果、旅費につきまして不要になりました分、8万9,000円を減額するものでございます。

続きまして、ページ返っていただきまして5ページを御覧いただきたいと思います。

歳入でございます。

一般会計の繰入金でございます。ここ、先ほど減額をいたしました8万9,000円に対しまして、一般会計繰入金より8万9,000円を減額するというものでございます。

以上、詳細説明をさせていただきました。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。質疑はないようですが、日程第28、議案第71号令和2年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の質疑は保留をしておきます。

日程第29. 議案第72号

○議長（安永 友行君） 日程第29、議案第72号令和2年度吉賀町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第72号令和2年度吉賀町一般会計補正予算（第6号）であります。

令和2年度吉賀町一般会計補正予算（第6号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,029万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億8,830万円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は第4表債務負担行為による。地方債の補正、第3条、地方債の補正は第5表地方債補正による。令和2年9月8日提出、吉賀町長、岩本一巳。

まず、1ページは第1表歳入歳出予算補正でございまして、歳入でございまして。

款9地方特例交付金、項1地方特例交付金303万6,000円に159万6,000円を追加し、463万2,000円。

款10地方交付税、項1地方交付税32億2,389万1,000円に3,363万2,000円を追加し、32億5,752万3,000円。

款12分担金及び負担金、項2負担金6,374万9,000円に113万円を追加し、6,487万9,000円。

款13使用料及び手数料、項1使用料8,270万3,000円から118万8,000円を減額し、8,151万5,000円。

款14国庫支出金、項2国庫補助金10億4,904万4,000円に1億3,341万8,000円を追加し、11億8,246万2,000円。

款15県支出金、項1県負担金2億1,177万9,000円から600万円を減額し、2億577万9,000円。2県補助金2億8,459万2,000円に18万6,000円を追加し、2億8,477万8,000円。3委託金2,648万3,000円から1万円を減額し、2,647万3,000円。

款18繰入金、項2基金繰入金6億9,352万5,000円から2億3,571万6,000円を減額し、4億5,780万9,000円。

款19繰越金、項1繰越金1,000円に対しまして1億6,708万8,000円を追加し、1億6,708万9,000円。

款20諸収入、項5雑入2,387万9,000円に185万6,000円を追加し、2,573万5,000円。

款21町債、1町債8億8,848万4,000円に7,429万8,000円を追加し、9億6,278万2,000円。これに伴います歳出合計でございます。78億1,801万円に1億7,029万円を追加し、79億8,830万円となるものでございます。

続きまして、2ページからは歳出でございます。

款1議会費、項1議会費7,114万3,000円から50万7,000円を減額し、7,063万6,000円。

款2総務費、項1総務管理費14億9,035万5,000円に188万8,000円を追加し、14億9,224万3,000円。2徴税費5,291万9,000円から22万4,000円を減額し、5,269万5,000円。3戸籍住民基本台帳費2,334万1,000円から3万4,000円を減額し、2,330万7,000円。5統計調査費527万8,000円から1万円を減額し、526万8,000円。

款3民生費、項1社会福祉費11億2,366万7,000円に851万1,000円を追加し、11億3,217万8,000円。2児童福祉費6億7,041万7,000円から194万4,000円を減額し、6億6,847万3,000円。3生活保護費9,271万6,000円に228万5,000円を追加し、9,500万1,000円。

款4衛生費、項1保健衛生費4億13万3,000円から132万4,000円を減額し、3億9,880万9,000円。

款5労働費、項1労働諸費2,655万3,000円、これにつきましては、増減なく同額でございます。

款6農林水産業費、項1農業費4億2,102万1,000円から132万4,000円を減額し、4億1,969万7,000円。2林業費1億1,165万8,000円から20万9,000円を減額し、1億1,144万9,000円。

款7商工費、項1商工費2億2,081万8,000円に1億859万3,000円を増額し、3億2,941万1,000円。

款8土木費、項1土木管理費2億1,908万7,000円から855万4,000円を減額し、2億1,053万3,000円。2道路橋梁費3億3,022万5,000円から118万8,000円を減額し、3億2,903万7,000円。3河川費1,972万円に対しまして、これは増減ございません。同額でございます。5住宅費1億4,407万1,000円に192万1,000円を

追加し、1億4,599万2,000円でございます。

続きまして、3ページでございます。

款9消防費、項1消防費5億5,668万9,000円に229万4,000円を追加し、5億5,898万3,000円。

款10教育費、項1教育総務費3億4,462万2,000円から783万8,000円を減額し、3億3,678万4,000円。2小学校費8,522万8,000円に1,359万1,000円を追加し、9,881万9,000円。3中学校費4,879万9,000円から336万3,000円を減額し、4,543万6,000円。4社会教育費1億2,149万1,000円に2,081万5,000円を追加し、1億4,230万6,000円。5保健体育費5,337万1,000円から133万2,000円を減額し、5,203万9,000円。

款11災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、補正額を2,900万円と同額でございます。2公共土木施設災害復旧費、これにつきましても1,150万円を追加いたしまして同額となります。

款12公債費、項1公債費8億2,065万9,000円から225万7,000円を減額し、8億1,840万2,000円でございます。これに伴います歳出合計でございます。78億1,810万円。これに1億7,029万円を追加し、79億8,830万円でございます。

4ページは、第4表債務負担行為でございますが、まず健康増進交流促進施設整備事業費でございます。期間は令和3年度から同年度でございます。限度額は2億3,578万円。

もう1点は、真田グラウンド・交流研修センター管理運営事業費、指定管理料でございますが、期間は令和3年度から令和5年度までで、1,438万8,000円の限度額でございます。

続きまして、5ページは第5表の地方債補正でございます。

起債の目的、1過疎対策事業債、補正内容、2億9,510万円を2億5,410万円、2合併特例事業債7,000万円を1億5,110万円、3公営住宅建設事業債8,270万円を8,970万円、4緊急自然災害防止対策事業債1,320万円を830万円、5臨時財政対策債1億258万4,000円を1億448万2,000円、6災害復旧費、これは新たに3,020万円とするものでございます。

なお、起債の方法利率、償還の方法につきましては、補正前後で変更ございませんので、お読み取りをいただきたいと思います。

6ページの事項別明細書以降につきましては、所管いたします総務課長が御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、議案第72号令和2年度吉賀町一般会計補正予算（第6

号) について説明をいたします。

ページにつきましては、34ページからでございます。

34ページをお開きください。

ここから給与費明細書でございます。

34ページの上段、1特別職で、その表の中の下のところの比較のところを見ていただきますと、その他特別職の職員数に12ということ。それから報酬に22万8,000円の数字が入っているかと思えます。これは後ほど、歳出のところに出てまいりますけれども、空家等対策協議会委員の報酬というところ、その委員の人数というところで見ただけであればと思えます。

それでは、その今度は下の2一般職でございます。まず、(1)総括です。同じく比較の欄を見ていただきますと、職員数が1減となっているかと思えます。これは職員の退職があったということでございます。それから、その右欄にそれぞれ数字が入っているかと思えますけれども、今申し上げた職員の退職、それから、その他諸条件の変更に伴いまして、それぞれ減額なりをさせていただいているというところでございます。34ページの一番下につきましては職員手当の内訳、それぞれ記載をさせていただいております。

次の35ページにおきましては、上段に会計年度任用以外の職員について、それから下段に会計年度任用職員の状況について記載をしておりますので、御確認いただければと思えます。

それから、次のページ、36ページの上段です。(2)給料及び職員手当の増減額の明細ということでそれぞれその説明を加えておりますので、これも合わせて御確認いただければというふうに思えます。

そうしますと、歳出から説明してまいりますので、戻っていただきまして、13ページをお開きいただければと思えます。

まず、議会費でございます。1議会費、002議会費50万7,000円の減額、これにつきましては、いわゆる事業見直しによる減額というところでございます。

それから、次にまいります。

総務費、総務管理費、1一般管理費です。002一般事務事業費、町交際費、それからその下、003人事管理事業費、さらにその下、004職員研修事業費、減額をさせていただいておりますけれども、事業見直しをかけさせていただいての結果としての減額でございます。

それから、13ページの一番下ですけれども、002一般事務事業費ということで、ここは柿木地域振興室が所管しておる部分ですけれども、同様に事業見直しによるものというところで見ただけであればと思えます。

それから、次の14ページにまいります。2文書広報情報費です。003広報・公聴事業費というところ、印刷製本費、業務運営関係委託料を減額させていただいております。

さらに、またその下行っていただきまして、3 財政管理費、0 0 3 財政管理費、ここまでにつきましては事業見直しによる減額ということでございます。

それから、その下に行きまして、5 財産管理費、0 0 4 公用車維持管理費、これ1 4 0 万円の予算計上です。車両運行委託料、それから使用料というところで計上いたしております。この内容につきましては、先日の全員協議会でコロナ対策の臨時交付金の一覧表を説明させていただいたかと思えます。その中にも載っておったんですけれども、その表の中のナンバーで申し上げますと、ナンバー1 9に当たるところでございます。その部分の予算計上でございます。

それから、その下、8 電算管理費、0 0 7 番号法関連システム運営管理費です。システム改修委託料、それから番号カード関連事務交付金ということで予算計上いたしております。これは後ほど出てまいりますけれども、戸籍システム費というところで予算計上いたしておりましたものを、今回、こちらのほうに組替えさせていただいたところでございます。そうしたところと、さらに組替えを行った上で、内容といたしましては、文字どおり、マイナンバーカード、番号法関連なんですけれども、戸籍附票システム、それから住民情報システム、これの改修を行うという、こういうものでございます。これにつきましては、一定金額の国から負担金、国からいいますと国庫支出金ということですが、頂けるといふことであります。これはまた後ほど、歳入のところでも申し上げたいと思えます。

予算書1 4 ページの下ですけれども、9 吉賀高校費、0 0 2 吉賀高校支援事業費です。それぞれ減額をさせていただいておりますけれども、これは事業見直しによるものというところでございます。

それから、1 4 ページの一番下、1 0 自治振興費。ページおめくりいただきまして、1 5 ページの右上です。0 0 5 自治振興施設管理費、解体撤去工事費としての予算計上がしてございます。内容といたしましては、重則集会所の解体撤去工事費でございます。当初予算にも計上させていただいておりますけれども、不足する部分があるというところが判明いたしましたので、その予算計上1 5 2 万9, 0 0 0 円ほどさせていただいているというところでございます。

それからその下まいります。1 1 企画総務費、0 0 2 企画総務費。それからさらにその下行っていただきまして、1 2 まちづくり対策費、0 0 2 町民文化祭事業費。さらにその下に行ってくださいまして、1 3 定住推進費、0 0 2 定住推進費。そしてさらに下ですけれども、0 0 2 の企画課の所管する0 0 2 定住推進費。ここまでのところですけれども、これ全て事業見直しによるものというところで見いただければというふうに思います。

なお、この1 3 定住推進費の企画課0 0 2 定住推進費のところ、一番下のところに、U I ターン検討者短期就業体験支援事業費補助金というところで4 7 万7, 0 0 0 円の予算計上がしてございます。

内容について若干補足しておきたいと思います。これにつきましては、県の補助事業というところがございます、一定期間の町での滞在費用、そうしたものを補助するというものであります。この一定期間というのは、1泊2日から6泊7日というところの期間、町に滞在されたときの費用、旅費、あるいは宿泊費、こうしたものを補助するというところで、都市圏からこちらのほうにいられたときの費用を補助するという、こういう内容のものでございます。県が2分の1を補助をするという、こういう内容になっております。

それから、その下です。14生活安全対策費、002生活安全対策費、これにつきましては、空家等対策協議会の委員報酬と費用弁償を計上しております。

その下です。ページは次に進んで、16ページの右上です。003地域公共交通対策費、それからその下の002生活安全対策費、それぞれ事業見直しによる減額というところですよ。

それから同じ16ページ、下がっていただきまして、総務費、戸籍住民基本台帳費、1戸籍住民基本台帳費です。002戸籍住民基本台帳費、最初の普通旅費と消耗品費の減額については事業見直しによるもの。それから、その下の通信運搬費とシステム業務委託料、それぞれ20万円と169万4,000円の計上がありますけれども、これにつきましては、柿木村という表示がございますけれども、これの変更に係る業務委託料なり、郵券料ということでございます。

それから、一番下ですけれども、006戸籍システム費です。

次のページ、17ページの右上に行ってください、まずシステム業務委託料330万円の予算計上があるかと思えます。これについては、先ほど申し上げました柿木村の表示変更に係る委託料というところですよ。戸籍システムに関する業務委託料でございます。

それから、その下のシステム改修委託料492万8,000円の減額ですけれども、これは、先ほど電算管理費のところでも申し上げました予算の組替えをしたというところですよけれども、ここから電算管理費のほうに移動させたという、こういうふうに見ていただければというふうに思えます。

それでは、下がっていただきまして、民生費、社会福祉費、1社会福祉総務費、003民生児童委員運営費で、費用弁償と民生児童委員協議会負担金、それぞれ減額です。これについては事業見直しによるものというものでございます。

それから、その下、008福祉医療助成事業費、県支出金還付金というところがあるかと思えます。これについては、実績額が確定したことによるものでございます。

それから、その下です。3高齢者福祉施設費、002老人福祉センター管理費、修繕料として、まず100万円の予算計上があるかと思えます。施設ははとの湯荘のことですよけれども、こちらのろ過装置の修繕が主なものですよけれども、こちらのほうを行うというものでございます。

それから、その下、指定管理料128万5,000円の予算計上がございます。これにつきまして

ては、これまでも何度か説明をさせていただいています指定管理に係る、いわゆる影響額というふうに呼んでいますけれども、その部分の予算計上でございます。

その指定管理料につきましては、コロナ対策の臨時交付金の中のメニューにも入っております、さきの全協のあの表で行きますと、ナンバー5に当たるものでございます。

それでは、予算書は17ページの下ですけれども、006高齢者福祉施設整備事業費270万2,000円の予算計上、補修工事費ということです。

これにつきましては、これもコロナ対策臨時交付金の一覧表の中に記載をしておる部分です。ナンバーで申し上げますと、ナンバー6に当たるところです。内容につきましては、はとの湯荘の厨房内の排水設備、それから空調設備、そうしたものの傷みといいますか、老朽化が激しくなっておりますので、そちらのほうの修繕、補修を行うという、こういう内容でございます。

それでは、次に行っていただきまして、18ページに入ります。

民生費、社会福祉費、4障がい者福祉費、002障がい者福祉総務費、004子ども発達支援事業費、この2つにつきましては事業見直しによるものでございます。

それから、005自立支援給付事業費です。最初に出てくるのが、システム改修委託料260万7,000円の予算計上があるかと思えます。内容につきましては、障害者自立給付審査支払システムの改修を行うというものでございます。

その下の国庫支出金還付金、県支出金還付金、さらにその下、007地域生活支援事業費、県支出金還付金、これらにつきましては、金額の確定によるものというところで見いただければと思います。

そうしますと、予算書18ページの一番下です。民生費、児童福祉費、1児童福祉総務費、006次世代育成支援対策費でございます。23万7,000円ということで、おめくりいただいて、予算書19ページ、右上に入っておりますけれども、消耗品、通信運搬費の予算計上があるかと思えます。内容につきましては、バースデーブックというものがありますけれども、それに係る費用というところがございます。

その下、007子育て世代包括支援センター事業費、さらにその下、008地域子育て支援拠点事業費、それぞれ減額をさせていただいていますけれども、これも事業見直しによるものというところで見いただければと思います。

さらにその下ですけれども、3放課後児童対策費、002放課後児童対策事業費、これについても事業見直しによるものというところがございます。

次に進んで、民生費、生活保護費、1生活保護総務費です。002生活保護総務費です。研修旅費と研修負担金のそれぞれ減額をいたしております。これは事業見直しによるもの。

さらにその下、国庫支出金還付金につきましては、金額の確定によるものというものでござい

ます。

さらにその下、003生活困窮者自立支援事業費、次のページ20ページに行ってくださいますと、国庫支出金還付金、これについては金額の確定によるものというところがございます。

予算書は20ページの中段から下ですけれども、衛生費、保健衛生費、2母子衛生費です。002母子衛生総務費、ここに計上いたしたのは、いわゆる金額の確定によるものというところで見ただけだと思います。

それから、また下がっていただきまして、3予防費、003予防接種費です。ここに、また国庫支出金還付金というものがでてまいります。金額の確定によるものというところがございます。

それから、まためくって、予算書、次に進んで21ページに入ってください、右上、007自死予防対策事業費ということで、県支出金還付金の予算計上額の確定によるものというところがございます。

それから、その次の4健康増進費、003食育推進事業費、それから004健康増進事業費、これらにつきましては、事業見直しによるものというところでお読み取りいただければと、こういうふうに思います。

それから、5環境衛生費、003環境衛生施設費、維持管理工事費として77万円の予算計上。内容につきましては、施設は吉賀町斎場です。この施設の中の酸素濃度計変換器という設備があるわけなんですけれども、これの取替えが必要となってきたというところで予算計上をさせていただいたというところです。

次に進んでいただき、今度は22ページに入ります。

農林水産業費、農業費、3農業振興費です。まず、002農業振興総務費でございます。この中に、業務運営関係委託料278万6,000円の減額があるかと思えます。内容につきましては、さきの全員協議会で説明をいたしました地域商社の設立支援業務委託料、この部分の減額というところで見ただけだと思います。

それから、次の006日本型直接支払交付金事業費、環境保全型農業直接支払交付金142万5,000円の予算計上。これにつきましては、申請者の増加等に伴う増額というところで見ただけだと思います。

それから、その下の007、それから008、この2つにつきましては、事業見直しによる減額というところでお読み取りください。

それでは、さらにその下行っていただき、5畜産業費です。003畜産業振興事業費、畜産農家緊急支援事業費補助金150万円予算計上。これは、さきの全員協議会で説明をいたしました畜産農家さんに対する補助というところの予算計上でございます。

それでは、次のページに移っていただきまして、中ほどの農業水産業費、林業費、2林業振興

費、002林業振興総務費の減額。これにつきましては、事業見直しによるものでございます。

それから下がって、商工費、商工費、1商工振興費、002商工振興総務費、事業継続特別支援金4,500万円の予算計上。さらにその下、004地域経済振興券交付事業費3,306万1,000円の予算計上があるかと思えます。この2つの部分につきましては、これも先日の全員協議会で説明をさせていただいたものでございます。

それでは、また次に進んでいただきまして、24ページに入ります。

2観光費、002観光振興対策費、減額してございますけれども、これも事業見直しによるものでございます。

それから、003観光施設管理費1,633万7,000円の予算計上があります。内容としてはその下に続くわけなんですけれども、まず、修繕料の257万5,000円です。これについては施設が幾つかありまして、ゴギの郷、それからコウヤマキギャラリー、それからリバーサイドログハウス村、それからゆ・ら・ら、こうした施設の修繕の修繕料ということでございます。

それから、その下の指定管理料1,353万8,000円の予算計上がしてございます。これがコロナによる影響額というところでの予算計上でございます。

それから、その下です。004観光施設整備事業費です。普通旅費、手数料、管理委託料、改修工事費、ここまでのところにつきましては、さきの全員協議会でゆ・ら・らの改修工事について説明を申し上げたところです。そこに当たる部分というところで見ただけだと思います。補修工事費479万3,000円というところがあるかと思えます。これについては施設、同じくゆ・ら・らでございますが、ゆ・ら・らの中のホール、それから事務室の天井の雨漏りというところが発生いたしておりまして、その防水工事を行いたいという、こういうものでございます。

それから、その下、002観光振興対策費です。330万円の減額ですけれども、これについては事業見直しによるもの、ふるさと夏まつりについては中止ということになりましたので、その部分の減額でございます。

それから、その下の3都市農村交流費です。002都市交流推進事業費、それから003交流施設管理費、この2つについては事業見直しによるものというものでございます。

それから、次の25ページです。

土木費、土木管理費、1土木総務費です。002土木総務費の減額、これは事業見直しによるものでございます。

それから、その下、2土地対策費、002地籍調査事業費です。測量委託料として800万円の減額があるかと思えます。これについては、国の交付額、予算額ですけれども、これの決定があったことによる、それに合わせる形での減額というところでございます。

それから、その下です。土木費、道路橋梁費、1道路橋梁維持費、004道路維持管理費施設管

理委託料600万円の減額。さらに、その下の2の道路橋梁新設改良費とも関連するんですけども、こちらの006橋梁新設改良補助事業費というところで施設管理委託料、設計委託料、建設工事費、予算計上いたしておるところです。

先ほど申しあげました、まず橋梁維持管理費の600万円減額をさせていただきまして、その部分も合わせて、こちらの橋梁新設改良補助事業費、こちらと合わせるといいますか、そうした形で事業の再更正を行ったというものでございます。

中身について説明をさせていただきます。

まず、施設管理委託料の1,319万4,000円です。これは橋梁点検業務に係る委託料ということ。

それから、その下の設計委託料です。1,504万6,000円の予算計上。内容は、町道中河内線鈴ヶ谷橋、それから町道皆富線大橋橋、この2つの保守設計に係る委託料ということです。

それから、建設工事費2,223万9,000円、こちらについては、今申しあげた事業の再更正といえますか、事業費の組替えということで減額させていただくというものでございます。

それから、次に進んでいただきまして、26ページです。26ページの下になりますけれども、土木費、住宅費、1住宅管理費、002公営住宅等管理費です。これは事業見直しによるものということでございます。

それから、その下2住宅建設費、002公営住宅等整備事業費です。これにつきましては、事業の進捗によって増減をするというところではありますけれども、この中の建設工事費170万円があるかと思えます。内容につきましては、沢田団地前にごみ集積所を建設をするという、こういう建設費用というものでございます。そうした内容が含まれているというところでございます。

それでは、次に進んでいただきまして、27ページです。

消防費、消防費、2非常備消防費です。それぞれ減額をさせていただいております。これらについては事業見直しによるものであります。消防の関係でいいますと、町のポンプ操法大会であったり、そうしたものが中止ということになりましたので、そうしたものににかかる費用を減額するという内容が主なものでございます。

それから、その下の4防災費です。001人件費、時間外勤務手当300万円の予算計上があるかと思えます。これにつきましては、コロナ感染症の臨時交付金のあのメニューの中に、一覧表の中に記載をしております。ナンバーで申し上げますと、ナンバー20でエントリー、エントリーといえますか、記載をしておるものでございます。コロナ関連で、いわゆる職員の時間外が、増加が見込まれるというところでの予算計上でございます。

それから、その下、002防災総務費です。ここに書いた部分と、さらにその下、004防災設

備等整備事業費、これらについてもコロナ感染症のあの臨時交付金の一覧の中に載せておるものでございます。

一番下、004防災設備等整備事業費、建設工事費96万5,000円というところがあるかと思えます。中身を少し説明させていただきますと、これについては、防災物品の倉庫を整備するというものではあるんですけども、議員の皆様方から見て右前に、今はもう設備を取り払いましたので単なる建屋ということなんですけれども、空調のボイラーが置いてあった建屋がすぐそこですけど、すぐ右前ですけど、あります。今は、単に物置というような使い方しておるんですけども、いろいろとこれまでのところでも物を購入したりしてきた関係もありますので、今回、そこに集中的にそうした物品をきちんと整理をしていこうというようなことであります。

内容といたしましては、今ドアがついていない状況なので、そこにシャッターをつけるというような、こういう内容になっておるところでございます。

それでは、次に進みます。次のページに進んでいただければと思います。28ページです。27ページの下から28ページの上の表までわたって、それぞれ減額なりをさせていただいております。これらにつきましては、事業見直しによるものというところで見いただければと思います。

それから、28ページの中段から下です。教育費、小学校費、1小学校管理費です。こちらもおよそ減額をさせていただいております。事業見直しによるものというところであります。

ただ、次の29ページの右上を見ていただければと思います。

施設設備保守委託料、それから使用料、それぞれ57万4,000円、79万2,000円の予算計上があるかと思えます。これにつきましては、内容としては、小学校のパソコンの保守、あるいはウイルス対策ソフト、そうしたものを導入すると。現在もあるんですけども、いわゆる契約期間というんでしょうか、その満了を迎えるというような話でして、それを更新するという内容でございます。

さらにその下、005小学校施設整備事業費1,447万1,000円の予算計上があるかと思えます。設計委託料、監理委託料、改修工事費。これらにつきましては、柿木小学校のトイレの改修工事です。和式を洋式にするという、こういう内容でございます。これについても、コロナ感染症の臨時交付金のメニューの中に記載をしておるんですけども、その一覧表のナンバーで申し上げますと、ナンバー32というところで記載をさせていただいております。このところでございます。

それから、その下です。2小学校教育振興費ということで、各小学校の予算について記載をしております。これらについては事業見直しによるものというところで見いただければと思いま

す。

それから、29ページの一番下ですけれども、教育費、中学校費、1中学校管理費、003中学校体育大会出場補助金403万7,000円の減額ですけれども、これは大会が中止にというような状況になったことというところでの減額でございます。

30ページに進んでいただきまして、右上です。004中学校施設管理費というところで、ここに施設設備保守委託料、それから使用料、それぞれ39万2,000円と22万円の予算計上をしております。これ先ほど小学校のところで説明した内容と同様のものがございます。パソコンの保守委託料、それからウイルス対策ソフト、これの更新にかかる使用料、その予算計上をしております。

それから、中段から下です。教育費、社会教育費、1社会教育総務費です。002社会教育総務費、それから、その下の006成人式費、減額しております。事業見直しによるものというところがございます。

それから、次のページに行ってくださいまして、31ページに入ります。

同じく、社会教育費の4図書館費です。003図書館事務局管理費ということで、この中にまず庁用器具費として293万7,000円の予算計上があるかと思えます。内容につきましては、これは図書の消毒器を購入するというものがございます。これもコロナ感染症の臨時交付金メニューの中に記載をしておるものがございます。その消毒器を3台購入するという、こういう内容でございます。

それから、その下の車両購入費1,811万5,000円です。移動図書館車、みたい号というふうに呼んでいますけれども、これの更新を行うというものがございます。車両購入から20年、20年前後たっているというふうに、そういうものですが、非常に今故障といいますか、そうしたのも目立ってきているというようなこともありまして更新をさせていただきたいという、こういう内容でございます。

その下に行きます。

教育費、保健体育費、1保健体育総務費、002保健体育総務費、それから、その下の003保健体育施設費、この2つにつきましては、事業見直しによる減額というところです。

ただ、この003保健体育施設費の中の指定管理料48万6,000円の予算計上があるかと思えます。これについては指定管理施設にかかる、いわゆる影響額を予算計上いたしたというものでございまして、施設としましては立戸のスポーツ公園、それから大野原運動交流広場、それから真田グラウンド、以上の施設が含まれるというところがございます。

それでは、次のページに進んでいただきまして、32ページです。

災害復旧費、農林水産施設災害復旧費です。それから、中ほどの表ですけれども、公共土木施

設災害復旧費、災害復旧の關係の予算計上があるかと思ひます。これらにつきましては、7月13日から14日にかけての大雨の際の災害に対する復旧事業というものでござひます。上からまいりますと、2農業用施設災害復旧費、005現年単独災害復旧事業費というところで950万円の予算計上、これについては、用水路等の土砂撤去を行うというものでありまして、予定箇所としましては11か所を予定しているというものです。

その下です。3林業災害復旧費、005現年単独災害復旧事業費1,950万円。これについては、林道の災害復旧というところでは、路面の洗堀があるというところの補修を行うというものでして、予定箇所としては26か所を予定しております。

それから、中段のところでは、公共土木施設災害復旧費、2道路橋梁災害復旧費です。005現年単独災害復旧事業費500万円の予算計上があるかと思ひます。これについては、町道の補修などを行うというものでござひまして、予定箇所数としては、今8か所を予定しております。

それから、その下、3河川災害復旧費、005現年単独災害復旧事業費650万円の予算計上。これについては、河川の土砂撤去などを行うというものです。予定箇所数といたしましては、8か所を予定しているところでは、

それでは、その下です。公債費、公債費というところで、1元金、それから2利子ということで、それぞれ予算計上させていただいておりますが、これについては金額の確定によるものというところで見いただければと思ひます。

それでは、戻っていただきまして、今度は歳入に移ります。

8ページです。

まず、地方特例交付金、地方特例交付金、1地方特例交付金ということで、3つの項目をこちらに計上いたしております。それぞれ交付額が決定したことによるものでござひます。

それから、その下の地方交付税、地方交付税、1地方交付税、普通交付税の予算計上でありますけれども、ここで財源調整をさせていただいているというところで見いただければと思ひます。

それから、その下、分担金及び負担金、負担金、3衛生費負担金です。後期高齢者医療制度特別対策補助金というところで、これにつきましては、先ほどの特別会計のところでは説明をした内容が反映されているというところでは、

それから、その下です。使用料及び手数料、使用料、9教育使用料です。これは、文字どおり、サクラマス交流センターの使用料について減額をするというものです。事業見直しの結果というところでは、

それから、一番下です。国庫支出金、国庫補助金、1総務費国庫補助金です。個人番号カード交付事業費補助金、それから、その下の社会保障・税番号制度システム整備費補助金、それぞれ3

0万6,000円と711万6,000円の予算計上があるかと思います。これにつきましては、歳出の電算管理費のところの説明を申し上げたところ、その財源となるというところで見ただけだと思います。

それから、次の9ページの右上ですけれども、戸籍情報連携システム改修費補助金、減額がしてございます。これについては、歳出のところの戸籍住民基本台帳費のところの説明をさせていただきました予算の組替えを行った部分を反映しているというところでございます。

それから、その下、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億3,791万6,000円の予算計上です。これにつきましては、さきの全員協議会でこれも説明をさせていただいたものでございます。説明をさせていただいた交付決定額よりも、今回、それを全て、全額充当しているという状況ではございませんので、そのように見ていただければというふうに思います。

それから、次の2民生費国庫補助金です。障がい者自立支援給付審査支払等システム事業費補助金130万3,000円、これは歳出でいいますと、障がい者福祉費の自立支援給付事業費で、システム改修の予算を説明させていただきましたけれども、そこに当たる財源というところでございます。

それから、その下で1つ飛ばしますけれども、3衛生費国庫補助金、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金237万円です。これは、内容は、ゆ・ら・らの改修に係るものでございます。内容につきましては、これも全員協議会で説明をした部分というところで見ただけだと思います。

それから、その下、5農林水産業費国庫補助金、山村活性化支援交付金の減額がしてございます。これにつきましては、該当事業、歳出の減額に伴うものというところでございます。

それから、その下の7土木費国庫補助金、社会資本整備総合交付金、これも減額がしてございますが、内容につきましては、公営住宅整備事業、これの減額に伴うものというところで見ただけだと思います。

それから、その下です。県支出金、県負担金、4土木費県負担金です。こちらにつきましては、国の予算額の確定に伴うものというところ、歳出の地籍調査のところ御説明を申し上げたところでございます。

それから、9ページ、一番下ですけれども、県支出金、県補助金、1総務費県補助金、UIターン検討者短期就業体験支援事業費補助金の予算計上。これにつきましては、歳出のところ、定住推進費のところの説明を申し上げた部分でございます。

次に進んで10ページです。県補助金の2民生費県補助金、それから、その下の5農林水産業費県補助金。この2つにつきましては、歳出予算に伴うものというところで見ただけだと思います。

それから、9教育費県補助金、市町村交流施設利用寄宿舍運営費補助金というものがあろうかと思えます。中身につきましては、市町村が設置した寄宿舍に対して、その運営費を県が補助するというものでありまして、サクラマス交流センターの運営費、この部分であります。その運営費の補助につきましては人数段階ごとに額が定められている部分がありまして、その部分について減額をするという、こういう内容になっております。

それでは、下がっていただきまして、今度、繰入金です。

基金繰入金ということで、1財政調整基金繰入金、4ふるさと応援基金繰入金、8まちづくり基金繰入金、それぞれ予算計上いたしておるところでございます。

まず、1つ目の財政調整基金の繰入金ですけれども、これまでのところで、いわゆるコロナ関係の予算については、一旦、基金の取り崩し等に対応させていただきましたけれども、このたび臨時交付金の予算化をさせていただきましたので、そうしたところを反映させていただいているというところでお読み取りをいただければと思えます。

その下のふるさと応援基金、それからまちづくり基金の繰入金につきましては、事業見直しによるものを反映させているというところがございます。

次のページの11ページです。

繰越金、繰越金、1繰越金ということで、純繰越金です。これについては、金額の確定による予算計上というところがございます。

それから、その下、諸収入、雑入、6総務費雑入です。協働のまちづくり事業助成金200万円の予算計上がしてございます。これについては、島根県市町村振興協会の助成メニューでございまして、このたび手続が整いまして、その助成金を予算計上いたしたということがございます。この助成金につきましては、自治振興費のところでの財源とさせていただくという、こういう考え方をしているところがございます。

それから、11ページの中段から下です。町債です。1過疎債から始まりまして、次の12ページに移って、15の臨時財政対策債まででございます。今回の補正予算の歳出予算等々を反映させまして、その起債部分について調整をそれぞれさせていただいたというものでございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） ただいま野村総務課長のほうの詳細説明が終わったところですが、追加の詳細説明がありますので、それほどはやって休憩にします。追加の詳細説明は、先般の9月1日の全協で質疑のあった吉賀町地域経済振興券交付事業についての質疑、答弁残りではないんですが、その関連です。山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） 地域経済振興券、これを9月1日の全員協議会で説明をさせていただきました。

資料のページで行きますと、全協12ページからなんですが、その中で、振興券の取扱いということで、振興券の利用制限、こういうものに引換えできませんよということで説明をさせていただきまして、2点ばかり御質問がございました。1点はたばこ、もう1点はプリペイドカード、この2点について利用できないかということで、私のほうも調査をさせていただくということで回答しておりましたので、そのことにつきまして回答させていただきたいというふうに思います。

まず、1点目のたばこなんですが、これについてはなかなか分かりづらいところがありましたので、町村会の顧問弁護士であります津田法律事務所、そちらのほうに問い合わせをさせていただきました。

それで回答いただいておりますのでちょっと読み上げてみますと、「振興券でたばこを購入できるとなると、たばこを無償、あるいは価格よりも安い金額で購入できることとなりますので、たばこ事業法第36条第1項により振興券でたばこは購入できないこととなります。振興券は負担なしに配付するもので、プレミアム付商品券と同様、対象に含めることはできません」という回答をいただきまして、法律上、そうなっているということです、対象にはできないということでございます。

それから、もう1点、プリペイドカードのことですが、これも、今回は町内の店舗でこの振興券を使っていただくというのが目的でございます。町内に大型といいますか、大きい店舗になりますと、自分のところでプリペイドカードをつくっておられることもあります、また、町外に店舗を持っておられる事業者もおられますので、吉賀町だけで使っていただくんだったらいいんですが、町外のお店でも使えるということもあります。

それと、もう1点、そのカードと交換するということになりますと、電子マネーにチャージするというようなことと同様に捉えますので、今回は対象から外したほうがよからうという判断をさせていただきました。

ということで、全協で説明させていただいたとおり、今の2点につきましても対象外とさせていただきますので、御理解のほうよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 以上で提案者の提案理由の説明が終わりました。

ここで休憩を10分間いたします。

午後3時25分休憩

.....

午後3時36分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第72号について、提案者の提案理由の説明は終わりましたので、これより質疑を許しま

す。質疑はありませんか。6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 私は、8ページの歳入のところで、使用料及び手数料でサクラマス交流センターの使用料が減額、それで、同じく県の支出金ですかね、補助金がサクラマス関係で減額になるということは、サクラマス交流センターの現状で、要は宿泊者が減ったということだと思われるんですが、現状はどのような状態で、サクラマス交流センターは使われているのか、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） そうしますと、内容について少し説明を加えさせていただきます。

まず、教育使用料のサクラマス交流センター使用料118万8,000円の減額であります。

センターの定員につきましては、32名ということになっております。したがって、当初予算の段階では32名分の予算計上ということで、数字を出しておるわけなんですけれども、今年の人数を申し上げますと29人ということになりました。したがって、3名分ほど当然使用料はいただけないわけですので、その部分を今回減額させていただいたと、こういうものでございます。

それから、もう一つ、県補助金の中で寄宿舍運営費補助金106万6,000円の減額があるかと思えます。これにつきましては、先ほどの説明の中で、人数段階によって金額が変わりますという説明を申し上げたというふうに思えます。それで、申し上げますと、その実際に入っている人数が1人から29人までが344万3,000円、これは年額ですけれども、になります。それから、30人から69人までが452万1,000円という、こういうことになります。

したがって、年度当初においては32人の入所生がいるということを見込みまして、452万1,000円の予算計上をいたしておりましたけれども、この人数を押さえるにあたっては、毎年5月1日を基準とするということだったと思えますが、その段階で29人の入所生数ということですから、344万3,000円というのが、今年度、県から運営費の補助をいただけると、こういうことになってまいります。

したがって、その差の部分を予算計上したというところですが、さらに、この寄宿舍の運営補助については、今申し上げた定額補助の部分と日額補助の部分があります。日額については、1日当たり3,000円で、その年の運営する予定の日数をかけたものということ。これは、合算した形で県から補助がいただけるんですけれども、この部分についても再計算といいますか、今年の実状を見させていただいて、これを合わせて、結果的に106万6,000円の減額とさせていただいたと、こういうものであります。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） この指定管理料の管理料なり、指定管理のことについて、全般

について、ちょっと考えをお聞きしておきたいと思います。

まず、24ページの003観光施設管理費の指定管理料が出てますけども、ゴギの郷とか、コウヤマキとか、ゆ・ら・らとかいろいろ申されましたけど、これの個別の内訳をお知らせ願いたいと思います。

それと、ゆ・ら・らに関して、先般、全協のときも質問しましたが、ここに債務負担行為で2億3,578万円出ています。この修理をするということは、多分、もうゆ・ら・らを今の施設のまま修理しながら使うという考えだと思うんですけど、先般申し上げましたように、ゆ・ら・らの中の温泉部分の再調達価格の調査をされて、その上で現状のままを修理しながら使おうという考えに至ったのかどうかということをお聞きしておきたいと思います。

それと、このコロナによって売上が減少したからということで、指定管理料が上乘せ、上乘せと言ったらちょっと語弊があるんですけど、そこを補填するということで、こうやって指定管理料いろんなところが出ていますけど、決めて行くんだろーと思いますけど、その根拠となるものは、行政側としてどのような根拠によって、この数字をはじき出しているのかということも、聞いておきたいと思います。

というのが、管理者のほうは当然、町の建物を管理するわけですので、損失を出すわけにはいきません。ということは、この施設をいつまでも指定管理の施設として持ち続けることが、本当に町の財政にとってどういう影響を及ぼすのかということは、しっかり考えなければいけないと思いますし、今、病院がどうなるか分かりませんが、指定管理者制度を公設・民営で行うという話も出ていますが、こうなった場合、やはり修繕に加えて、当然、指定管理料がこういう緊急の事態のときは、今でも病院が大変危機に陥っている、コロナで外来患者が来ないという現状もあって、病院の経営が大変危機に瀕しているという報道がされています。

そのことを町民の安全、安心、命を守るということを考えたときに、果たして本当に指定管理者制度を維持できると考えての、この債務負担行為であり、いろいろな行政としての手当なのかということをお聞きしておきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今、個別の資料を持っておりませんので、概略のお話になろうかと思えます。話の展開で妥当なお答えができるかどうか分かりませんが、また、不足があったらお尋ねいただきたいと思います。

まずは、指定管理料の今回のコロナの関係の影響額は、これまで最初にこの案件を出したときに、資料を提供させていただいて、説明をさせていただいております。そちらのほうを、また御確認いただきたいのと、また、それが必要であれば、今回のその算定にあたって、前回と同じスタンスで、それぞれ担当課が指定管理者と協議をして金額をはじき出しているということでご

ございますから、それぞれ所管の担当課のほうで積算をしたもので査定をさせていただいて、今回、それぞれの費目のところへ指定管理料という形で、落とし込みをさせていただいたということでございます。

それから、ゆ・ら・らのお話がありまして、再調達価格のお話がありました。これは、この前、ZEBの事業を企画の担当のほうで御説明をさせていただいたときに、その御質問があつて、確かに温泉部分だけの分は持ち得てないんですけど、当初はあそこは2000年、平成12年、今からちょうど20年前ですけど、オープンをさせていただいた。そのときのいわゆる調達価格といえますか、いわゆる建設費ですね、これが14億数千万円だということでございますから、それから、もう20年たって、今のその建築とかもろもろの設備投資の単価を言うと、かなりの、やっぱりボリュームのものになろうかと思えます。そこから、あえて、また温泉部分ということで仕分けをして切り込んで計算をしても、かなりの、これも数億円の金額になろうかと思えますが、そうしたことがおおよそ想定をされるわけでございます。

今、10番議員から御質問のあった温泉部分だけということでの試算は、現在のところはしておりませんが、我々の考え方とすれば、当初の、いわゆるイニシャルコストのところを見てとれば、以後の20年間の経過を見れば、現状相当な金額になるのではないかというふうに考えております。

それから、病院の公設・民営のお話も指定管理の関係で出ましたが、ああして病院につきましては、今、3者の会議の中では、病院の経営自体を見ると、3択あった中では公設・民営の運営の仕方が適切であろうということでございまして、今の方針はそうでございます。これは最終的に公設・民営でいこうということで正式決定にはまだ至っていません。それを、なるべく早いうちにとということで、今、事務を進めているところでございます。

これが、仮に想定どおりに公設・民営で、これは指定管理ということになろうかと思えますけど、そうした時に経営がどうかと。経営というよりも、いわゆるその公費の持ち出しがどうかという御心配だろうと思えます。

病院のほうは、今、吉賀町がやっております指定管理、利用料金制でございますけど、お隣の津和野町の橘井堂がしておりますのは、これは利用代行制ですか、同じ指定管理の方法でも違う方法を取っております。ですから、津和野町の橘井堂さんのほうは、医療収益は全部一旦、町のほうへ入って、それを今度は必要な経費を全部持ち出すということですから、5億円から6億円という金額を、議会のほうでも視察に行かれたときには、そうした金額をお聞きになったのではないかと思います。単純に言ってそうした方法ですと、それぐらいの金額であります。今、吉賀町がやっておりますように一般的な利用料金制ですと、そうした金額には、おそらくならないだろうと思えます。

ですから、一概に指定管理といっても、特に医療関係ですと、いろいろなやり方手法があるわけですので、そうしたところも研究しながら、仮に公設民営、指定管理でやったときの、いわゆる指定管理の手法としてどうした方法がいいかということは、これはまた研究を、当然、そうしたことを今から検討していくということでございます。

それから、そうして病院のことがあったり、それから現行の、指定管理がたくさんあって、特にこのコロナの感染症の関係で、本当にダメージを受けております。そういうことで、前回の予算、それから、今回のこの9月の定例会でも、それに伴う、いわゆる収益が下がったところのダメージの部分指定管理料という形で、これは上乗せということではなくて、補填をするという考え方ですので、そこは御理解をいただきたいんですが。

そうした考えで、今計上させていただいております。これは、いつまで続くかというのは、本当に我々も気になる場所なんですけど、とはいいいながらも、まずは、本来直営でやる場所を、今指定管理のほうでやっていただいているという、いわゆる公としての責任もございまして、そこはしっかり責任を果たしていかなければならないということで、金額はかなりのものになりますが、議会のほうにお願いをさせていただいているところでございます。

そうした中で、施設の管理の仕方がどういう形がいいかという御質問なんですけど、これは、今、何回も申し上げますけど、公の公共施設を管理するのは、もう直営の方法か、指定管理の方法しかないわけございまして、それが仮に無理なら、行政財産をやはり普通財産に戻して、その普通財産を売却をするとか、譲渡をするとか、貸し付けをするとか、こうした手法でやっぱり考えなければならぬということなんです。

ですから、今のこういった状態、コロナも含めてですが、どういうふうな形になるのか、本当に我々も読めないところがございますが、そうしたところをしっかりと見極めて、公共施設のあり方、特に指定管理がいいのか、直営がいいのか。現状では、そこしか、今選択肢がありませんので、検討を加えてまいりたいというふうに思っております。

言葉足らずのところがありましたら、また、御質問していただきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員、今の質問は一般質問の範疇に入りますので、御存じと思いますが心得てください。（発言する者あり）関連の質疑ならよろしいですよ。ありませんか。3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 29ページの005で柿木小学校のトイレが和式から洋式に改修されるということなんですけど、まだ、町内の小・中学校で和式があったということに驚いておるんですが、これは、柿木小学校が洋式になるということで、もう、ほかの学校は全て洋式なんですか。まず、そこ1点お伺いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 先ほど、総務課長の説明で柿木小学校のトイレの改修の話がありました。

実は、これは私のほうが教育委員会のほうへお願いといえますか、いかようなものかということとでちょっとまあ。苦言ではないです。お願いも含めてさせていただきました。

実は、ああして3月2日に学校がコロナの関係で突如、国からの話もあって休校になりました。で、しばらく休みまして、学校を再開するというので、大変学校もそうなんです、御父兄も含めて、それから、いろいろ学校を支援をしていただいております方に本当に御迷惑かけましたので、学校を再開して間もなくして、私が全学校、小・中学校、お礼とこれからのお願いということで、全校訪問させていただきました。

ですから、全校回ったんですが、その中で私、すぐに目に飛び込んできましたのは柿木小学校、玄関に入って、すぐ左手に校長室がございまして、そこで校長先生と今回のその件をいろいろとお話をさせていただきました。

そのお話の中で、このトイレの話が出ました。せつくなのでということで、校長室のすぐ廊下を挟んで、いわゆる体育館側、裏側なんです、「ぜひ見てください、町長」ということで拝見をさせていただきました。先ほどの総務課長が説明したようなそうした状況でして、特にお聞きしますと、そのトイレは当然、随分前に整備をされたようでございますが、もう古い建物ですから、いわゆるトイレの空間が非常に暗い、狭い、それから時期が時期でしたから、非常に湿度があつたり。

お聞きしますと、それは職員の方も使われますが、来賓の方も全部このトイレなんですということでした。そういうお話と現場を見ますと、やはり、コロナの関係で非常に感染症が危惧される中で、こうしたトイレはいかようなものかということで、私も非常に疑念を持ちまして、何かいい財源があればということで、教育委員会のほうに投げかけをさせていただきました。

そうしたところに、今回、地方創生臨時交付金のいい財源が見つかりましたので、そうしたことも検討させていただきながら、これは、やはり子供さんとか、学校の現場で働いている皆さんが使われる、ましてや、今度は外部から来られる方も使われるということでございますので、一刻も早く対応させていただきたいということで、査定のところで決定をさせていただいて、今回、計上させていただいたと。今、こうした経過でございます。

じゃ、あとは教育長のほうからお話を……。

○議長（安永 友行君） 光長教育長。

○教育長（光長 勉君） 柿木小学校については、今、町長が言ったようなことなんですけども、児童用のトイレは一度改修してまして、洋式もあるわけですけども、とにかく、職員用とか来客用が一番悪いと。

議会でもお話をさせてもらいましたけども、学校施設の長寿命計画を立ててまして、今、直近

で改修したいのが蔵木小学校の校舎です。今年度、設計を本当はしたかったんですけども、ちょっと財政上の問題もあって1年先送りになっていますけども、ぜひとも新年度では、設計をしたいというふうには、教育委員会としては考えているところです。

それで、実際には全てを、ちょっと数とか場所までちょっと今記憶していないんですけども。全部が全部、洋式化にはされていないところもあると思います。児童・生徒によっては、和式でないとできないというようなことも、確かお話を聞いたことがありまして、全てを洋式化すること自体がちょっと問題もあったようなこともありました。

ただ、現段階で、それがどういうふうに変化したかというのは、おそらく洋式が使える者がほとんどだろうというふうには思うんですけども、そういったことも考慮しながら、これから予算化を進めていきたいというふうに思っていますけども、柿木小学校について言えば、今、町長が申し上げたとおりでございます。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 改修してもらおうということは非常にいいんですが、たまたま町長が柿木小に行かれたときに要望を受けたので、このたび、感染症対応ということで洋式になるということなんですけども、もしたまたま町長が柿木小学校に行かれなかったら、また、今の柿木小学校のほうから強力な要望がない限りは、今までどおりの本当に老朽化したトイレだったと思うんですけども、やっぱり、下水道も完備されまして、ほとんどが洋式に変わりつつありますので、やっぱり、小中学校のトイレの再点検といいたまいますか、それをぜひお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 光長教育長。

○教育長（光長 勉君） 今、洋式化というふうに言われて、たしか総務課長もそういう説明をしたと思うんですけども、教育委員会としては、洋式化というよりはトイレの改修というふうに全体的に捉えておりますんで、さっき言いましたけども、長寿命計画の中で言うと、蔵木小学校が今、一番直近で対処したい、全体、校舎全体ですけど。その後、当然、柿木小学校が控えておりますんで、そういったやっぱり優先順位をもって、校舎全体を改修するよう考えていますし、柿木小学校も新築してから一度も手を加えていないわけではありませんで、児童用のトイレについては改修をした時期もあります。

そういったところで、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 先ほどの質問で答弁漏れがありますので、そこを答弁していただきたいと思います。

それと、25ページの002地籍調査事業費ですが、測量委託料が800万円減額になってい

ます。これの影響はどの程度のものかということをお聞きしておきたいと思います。

指定管理料の内訳をお聞きしたんですけど、その答弁がありませんのでお願いしたいと思えます。24ページと31ページです。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 私のほうから24ページの観光施設管理費の指定管理料の内訳ということで説明させていただきます。

大きく二つの指定管理者でございまして、一つが交流施設指定管理料の補正額が29万3,000円で、健康増進交流施設に関する補正額が1,324万5,000円となっております。

○議長（安永 友行君） 大庭教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 失礼いたします。31ページの指定管理料についてお答えいたします。

施設としては、スポーツ公園と真田グラウンド、それから大野原運動交流広場になります。

スポーツ公園のほうは4万4,000円、それから、真田グラウンドのほうは19万4,000円、それから、大野原運動交流広場のほうは24万8,000円です。

積算の仕方としましては、前年同期と比較して下がった場合、それと、既に予約を受けていただいておりますキャンセルをした場合、これのどちらかで積算をしていると。当然、支出のほうも閉鎖をした関係で下がることがありますので、そちらのほうも、前年同期比で比較をして、下がったものについては考慮して積算しております。

○議長（安永 友行君） 榎木税務住民課長。

○税務住民課長（榎木 昭典君） お答えします。

地籍調査事業の御質問がありまして、800万円の測量委託料の減額ということでございますけれども、昨今の状況としましては、非常に今、地籍調査事業への国、県の補助が少なくなっている状況でございまして、昨年度の段階で町としては計画を立て、国、県に対しての要望を上げていくんですけども、最終的にそれが県内での配分の中で一地区が今年度配分がなくて、次年度に先送りということになりました。それによる減額ということでございます。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） そのことは理解できるんですが、この800万円が減ったことによって、どの地域の事業ができなくなったのかということをお聞きしているんです。

○議長（安永 友行君） 榎木課長。

○税務住民課長（榎木 昭典君） お答えします。

これは白谷地区で、今山林を調査しておりますが、そこの一筆ごとの測量工程の部分に当たります。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいです。

質疑はないようですが、日程第29、議案第72号令和2年度吉賀町一般会計補正予算（第6号）の質疑は保留をしておきます。

日程第30、同意第1号

○議長（安永 友行君） 日程第30、同意第1号吉賀町功労表彰者の選定同意についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、同意第1号吉賀町功労表彰者の選定同意についてでございます。

別紙の者を、吉賀町功労表彰者に選定したいので、吉賀町表彰条例（平成17年吉賀町条例第4号）第8条の規定により議会の同意を求める。

令和2年9月8日提出、吉賀町長岩本一巳。

推薦者の名簿もお付けをさせていただいておりますが、詳細につきましては、所管いたします総務課長のほうから御説明申し上げます。どうか、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、同意第1号吉賀町功労表彰者の選定同意について、説明を申し上げたいと思います。

まず、参考資料のほうで、先に説明をさせていただきます。資料は、35ページをお開きください。

資料35ページの上段からです。まず、表彰条例の抜粋をこちらのほうに載せております。

第1条にありますとおり、「町勢振興に寄与し、その功績、または善行が顕著な者を表彰する」という、こういう目的でございます。それから、第2条から第5条までにつきましては、その表彰の種類と区分、そして、第7条から第10条まで、審議会、それから表彰者の決定、表彰の方法、そうしたものが定められておるところです。

さらに35ページ、下にいただきますと、表彰審議会がございまして、その抜粋を載せております。審議会の組織構成を抜粋で載せておるところでございます。

資料、さらに次のページにいただきますと、36ページです。

功労表彰の審査基準というのを定めてございまして、関係部分の抜粋を記載をさせていただいております。

以上、申し上げました条例、それから審議会規則、そして審査基準要綱、これらに基づきまし

て、これまで作業を進めてまいりました。実際には、今年の7月ですけれども、関係団体へ推薦依頼を行いました。そして、そこから推薦された方々につきまして、8月3日付であります、町長から表彰審議会に諮問するという形。そして、8月7日に実際、審議会を開催させていただきました。その結果といたしまして、8月の26日付でありましたが、審議会から町長へ答申をいただいたということが、これまでの経過でございます。

本日については、その結果をもって同意議案として提出させていただいておるといふ、こういうことでございます。

そうしますと、議案のほうにお戻りいただきまして、2枚目のところを見ていただければと思います。

こちらのほうに、令和2年度吉賀町功労表彰被推薦者ということで、名簿をお付けしておるところでございます。それぞれの被推薦者の功績につきましては、右の縦欄に主なところを記載しておりますので、御確認いただければというふうに思います。

まず、第1号該当といたしまして、潮久信様。それから、第2号該当といたしまして有限会社サジキアグリサービス様、そして、小田明子様、そして、潮久信様。最後に、第4号該当といたしまして、吉賀町職員労働組合様。

以上の方々を、功労表彰の被推薦者というところで、提出させていただいているというところでございます。

以上で説明を終わります。どうか、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を許します。質疑はありませんか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） この被推薦者の方がどうのこうのちゅう質問じゃないので、そのところはお含みいただきたいと思いますけど。

4番目の吉賀町職員労働組合の名前が出ていますけど、どなたの推薦によるものでしょうか。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 今年の7月に関係団体へ推薦依頼を行ったというふうに申し上げました。

その中ですけど、外部の団体もございまして、内部的に吉賀町役場の行政の内部、関係各課というか全課なんですけど、それぞれの課、教育委員会も含まれますが、それぞれの課にその推薦依頼を行ったということでございます。

こちらにつきましては、いわゆる寄附行為の窓口といいますと、こうした類のものになりますと、総務課ということになりますので、総務課のほうからこうしたことがありましたということで、推薦させていただいた、こういう経過でございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより、討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第30、同意第1号吉賀町功労表彰者の選定同意についてを採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案は、原案のとおり、同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。賛成多数です。

したがって、日程第30、同意第1号吉賀町功労表彰者の選定同意については、同意することに決定をしました。

日程第31. 同意第2号

日程第32. 同意第3号

日程第33. 同意第4号

○議長（安永 友行君） 日程第31、同意第2号吉賀町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてから、日程第33、同意第4号吉賀町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてまでを一括議題とします。

本件については、提案理由の説明を求めます。

岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、同意第2号から4号までにつきまして、一括でお願いをさせていただきますと思います。

同意第2号吉賀町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について。

下記の者を、吉賀町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

記、住所 吉賀町□□□□□□□□、氏名 中村哲也、□□□□□□□□□□生。

令和2年9月8日提出、吉賀町長岩本一巳。

提案理由は、吉賀町固定資産評価審査委員会委員中村哲也氏の任期が、令和2年11月10日をもって満了するため、次期委員の選任しようとするものであります。

続きまして、同意第3号吉賀町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について。

下記の者を、吉賀町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

記、住所は、吉賀町□□□□□□□□□□、氏名 齋藤幹子、□□□□□□□□□□生。

令和2年9月8日提出、吉賀町長岩本一巳。

提案理由は、先ほどと同等でございます、同委員の任期満了によるものでございます。

続きまして、同意第4号吉賀町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について。

下記の者を、吉賀町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

記、住所 吉賀町□□□□□□□□□□、氏名 田原和之、□□□□□□□□□□生。

令和2年9月8日提出、吉賀町長岩本一巳。

これにつきましても、提案理由、同委員の任期満了に伴うものでございます。

以上でございます。どうか、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） ただいま、提案者の提案理由の説明が終わりました。

町長が、ただいま説明しました3件について、一括しての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、質疑は終わりますが、討論、採決についてはそれぞれ行いますので、よろしくお願いいたします。

日程第31、同意第2号吉賀町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第31、同意第2号吉賀町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、採決をします。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり、同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。

したがって、日程第3 1、同意第2号吉賀町固定資産評価審査委員会委員の選任同意については、同意することに決定をしました。

日程第3 2、同意第3号吉賀町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第3 2、同意第3号吉賀町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを採決します。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり、同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。

したがって、日程第3 2、同意第3号吉賀町固定資産評価審査委員会委員の選任同意については、同意することに決定をしました。

○議長（安永 友行君） 日程第3 3、同意第4号吉賀町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第3 3、同意第4号吉賀町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを採決します。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり、同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。

したがって、日程第3 3、同意第4号吉賀町固定資産評価審査委員会委員の選任同意については、同意することに決定をしました。

○議長（安永 友行君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしましたので、本日はこれで散会を
します。御苦勞でございます。

午後 4 時 21 分散会
